#### 目次

第一章 総則 (第一条—第五条)

第二章 特定重要物資の安定的な供給の確保

第一節 安定供給確保基本指針等 (第六条—第八条)

第二節 供給確保計画 (第九条—第十二条)

第三節 株式会社日本政策金融公庫法の特例 (第十三条—第二十五条)

中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例

第四節

第五節 特定重要物資等に係る市場環境の整備 (第二十九条・第三十条)

第六節 安定供給確保支援法人による支援 (第三十一条—第四十一条)

第七節 安定供給確保支援独立行政法人による支援 (第四十二条・第四十三条)

第八節 特別 の対策を講ずる必要がある特定重要物資 (第四十四条·第四十五条)

第九節 雜則 (第四十六条—第四十八条)

(第二十六条—第二十八条)

第三章 特定社会基盤役務の安定的な提供  $\mathcal{O}$ 確保 (第四十九条 第五十九条)

第四章 特定重要技術の開発支援(第六十条—第六十四条)

第五章 特許出願の非公開 (第六十五条—第八十五条)

第六章 雑則 (第八十六条—第九十一条)

第七章 罰則(第九十二条—第九十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一 条 この法律は、 国際情勢の複雑化、 社会経済構造の変化等に伴い、 安全保障を確保するためには、 経

済活動に関して行わ れる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防 止する重要性が増大していることに

鑑 み、 経済施策を一 体的に講ずることによる安全保障  $\mathcal{O}$ 確保 の推進に関する基本的 な方針を策定するとと

もに、 安全保障 (T) 確 保に関する経済施策として、 特定重要物資の安定的な供給の 確保及び特定社会基盤役

な提供 の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度

務

の安定的

を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とす

る。

#### (基本方針)

第二条 政府は、 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針 ( 以 下

「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な事

特定重要物資 (第七条に規定する特定重要物資をいう。第六条において同じ。 )の安定的な供給の確

じ。)の安定的な提供の確保並びに特定重要技術 (第六十一条に規定する特定重要技術をいう。

(第五十条第一項に規定する特定社会基盤役務をいう。

第四十九条において同

保及び特定社会基盤役務

条において同じ。) の開発支援及び特許出願の非公開 (第六十五条第一項に規定する特許出願の非公開

をいう。)に関する施策の一体的な実施に関する基本的な事項

三 安全保障の確保に関し、 総合的かつ効果的に推進すべき経済施策 (前号に掲げるものを除く。) に関

項

### する基本的な事項

兀 前三号に掲げるもののほか、 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要

な事項

3 内閣総理大臣は、 基本方針の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。

前項の規定による閣議の決定があったときは、

遅滞なく、

基本方針を公表しなければ

ならな

4

内

閣

総

理大臣

は、

5 前二項の規定は、 基本方針の変更について準用する。

(内閣 総理大臣の勧告等)

第三条 内閣総理大臣は、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要があると

認めるときは、 関係行政機関の長に対し、 必要な資料又は情報の提供、 説明、 意見の表明その他必要な協

力を求めることができる。

認めるときは、

関係行政機関の長に対し、

2 内 閣 総理大臣は、 安全保障の確保に関する経済施策の総合的 か つ効果的な推進の ため特に必要が あると

必要な勧告をし、

又はその勧告の結果とられた措置につい

· て 報

告を求めることができる。

3

内閣総理大臣は、 安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のため必要があると認め

るときは、 関係行政機関の長に対し、 安全保障の確保に関する経済施策に資する情報を提供することがで

きる。

(関係行政機関の協力)

第四条 関係行政機関は、 安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、 相互に協力しなければならな

\ <u>`</u>

(国の責務)

第五条 国は、 基本方針に即して、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する責務を

有する。

2 国は、 安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な資金の確保その他

の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 特定重要物資の安定的な供給の確保

## 第一節 安定供給確保基本指針等

## (安定供給確保基本指針)

第六条 政府は、 基本方針に基づき、 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然

に防止するため、 特定重要物資の安定的な供給の確保 (以下この章において「安定供給確保」という。)

に関する基本指針 (以下この章において「安定供給確保基本指針」という。) を定めるものとする。

2 安定供給確保基本指針にお いては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定重要物資の安定供給確保の基本的な方向に関する事項

特定重要物資の安定供給確保に関し国が実施する施策に関する事項

三 特定重要物資の指定に関する事項

兀 第八条第一項に規定する安定供給確保取組方針を作成する際の基準となるべき事項

五 特定重 要物資の安定供給確保のための 取組に必要な資金の調達の 円滑化の基本的な方向に関する事項

、第十三条第一項に規定する供給確保促進円滑化業務等実施基本指針を作成する際の基準となるべき事

項を含む。)

六 安定供給確保支援業務(第三十一条第一項に規定する安定供給確保支援業務をいう。 第八条第二項第

四号及び第九条第六項において同じ。)並びに安定供給確保支援法人基金 (第三十四条第一項に規定す

る安定供給確保支援法人基金をいう。 第八条第二項第四号及び第三十三条第二項第五号におい て同

及び安定供給確保支援独立行政法人基金 (第四十三条第一項に規定する安定供給確保支援独立行

政法人基金をいう。 第八条第二項第四号において同じ。)に関して安定供給確保支援法人 (第三十一条

第一 項に規定する安定供給確保支援法人をいう。 第八条第二項第四号及び第九条第六項にお 7 て同

)及び安定供給確保支援独立行政法人(第四十二条第二項に規定する安定供給確保支援独立行政法

人をいう。 第八条第二項第四号及び第九条第六項において同じ。)が果たすべき役割に関する基本的な

事項

七 第四十四条第 一項の規定による特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定に関する基本的な

事項

八 特定重 |要物資の安定供給確保に当たって配慮すべき基本的な事 項

九 前各号に掲げるもののほか、 特定重要物資の安定供給確保に関し必要な事項

- 3 内 閣 総理大臣は、 安定供給確保基本指針の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内 閣 総理大臣は 前項の規定により安定供給確保基本指針の案を作成するときは、 あらかじめ、 安全保

産業構造その他特定重要物資の安定的な供給の確保に関し知見を有する者の

意見を聴かなければならない。

障

 $\mathcal{O}$ 

確保に関する経済施策、

5 内 閣 総 理 大臣 は 第三項  $\mathcal{O}$ 規定による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、 安定供給確保基本指針を

公表しなければならない。

6 前三項  $\mathcal{O}$ 規定は、 安定供給確保基本指針の変更について準用する。

(特定重要物資の指定)

- 第七条 国民の生存に必要不可欠な若しくは広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資
- 口 グラムを含む。 以下同じ。)又はその生産に必要な部品、 原材料、 設備、 機器、 装置若しくはプロ グラ
- $\Delta$ (以下この章において 「原材料等」という。)について、 外部に過度に依存し、 又は依存するおそれが
- あ る場合において、 外部 から行われ る行為により国家及び国民 の安全を損なう事 態を未然に防 止 するた
- め、 当該物資若しくはその生産に必要な原材料等 (以下この条において「物資等」という。) 0) 生産基盤

の整備、 供給源の多様化、 備蓄若しくは生産技術の導入、 開発若しくは改良その他の当該物資等の供給網

を強 関 り 化するための取組又は物資等の使用の合理化若しくは代替となる物資の開発その他の当該物資等

の依存を低減するための取組により、 当該物資等の安定供給確保を図ることが特に必要と認められると

きは、 政令で、 当該物資を特定重要物資として指定するものとする。

### (安定供給確保取組方針)

第八条 主務大臣は、 安定供給確保基本指針に基づき、 前条の規定により指定された特定重要物資のうち、

その所管する事業に係るものに関し、 特定重要物資ごとに当該特定重要物資又はその生産に必要な原材料

等 (以下この章及び第八十六条第一項第二号において「特定重要物資等」という。) に係る安定供給確保

を図るための取組方針(以下この章において「安定供給確保取組方針」という。)を定めるものとする。

2 安定供給確保取組方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

対象となる個別の特定重要物資等 (以下この項において 「個別特定重要物資等」という。) の安定供

給確保のための取組の基本的な方向に関する事項

個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項

 $\equiv$ 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行う

べき期間又は取組を行うべき期限

兀 安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援法人基金又は安定供給確保支援独立行政法人基金に関し

て安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人が果たすべき役割に関する事 項

五. 対象となる個別の特定重要物資に係る第四十四 [条第 項の規定による指定に関する事 項

六 個別 特定重 |要物資等の安定供給確保に当たって配慮すべき事 項

七 前各号に掲げるもの 0 ほ か、 個別 特定重要物資等の安定供給確保に関 し必要な

3 主務大臣は、 安定供給確保取組方針を作成するときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣、 財務大臣その他関

係行政機関の長に協議しなければならない。

4

主務大臣は、

安定供給確

保取組方針を定めたときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、 安定供給確保取 私組方針 の変更について準用する。

第二節 供給確保計画

(供給確保計画の認定)

事項

第九条 特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者は、その実施しようとする特定重要物資等の安定

供給確保のための取組 (以下この条において「取組」という。) に関する計画 (以下この節及び第二十九

条において 「供給確保計画」という。)を作成し、 主務省令で定めるところにより、 主務大臣に提出し

て、その認定を受けることができる。

2 二以上 の者が取組を共同して行おうとする場合にあっては、 当該二以上の者は共同して供給確保計画を

作成し、前項の認定を受けることができる。

次に掲げる事項を記載しなけ

ればならない。

3

供給·

確保計画には、

一 安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の品目

二 取組の目標

三 取組の内容及び実施期間

四 取組の実施体制

五 取組に必要な資金の額及びその調達方法

六 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

七 取組に関する情報を管理するための体制

八 供給確保計画の作成者における当該特定重要物資等の調達及び供給又は使用の現状

九 その他主務省令で定める事項

4 主務大臣は、 第一 項の認定の申請があった場合において、 当該申請に係る供給確保計画が次の各号のい

ずれにも適合するものであると認めるときは、 その認定をするものとする。

取 組 の内容が安定供給確保取 組方針に照らし適切なものであること。

取組 の実施に関し、 安定供給確保取組方針で定められた期間以上行われ、 又は期限内で行われると見

込まれるものであること。

 $\equiv$ 取組 の実施体制並びに取組に必要な資金の額及びその調達方法が供給確保計画を円滑かつ確実に実施

するため適切なものであること。

兀 特定重要物資等の需給がひっ迫した場合に行う措置、 特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化

に資する投資又は依存 の低減の実現に資する措置その他の 取 組 を円 . 滑 か つ確実に実施するために行う措

置として主務省令で定めるものが講じられると見込まれるものであること。

五. 取組に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていること。

六 同一の業種に属する事業を営む二以上の者が共同して作成した供給確保計画に係る第一項の認定の申

請があった場合にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。

当該申請を行う事業者とその営む事業と同一

の事業分野に属する事

業を営む他 の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。 1

内外

の市場の状況に照らして、

口 般消費者及び関連事業者 の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

5 主務大臣 は、 第一 項の認定をするときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議

なければならない。

6 主務大臣は、第一 項の認定をした場合には、その旨を、 当該認定に係る特定重要物資について安定供給

確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に通知するものとする。

(供給) 確保計画 の変更)

第十条 前条第一項の認定を受けた者 (以下この章において 「認定供給確保事業者」という。)は、 当該認

定に係る供給確保計画を変更するときは、主務省令で定めるところにより、 あらかじめ、 主務大臣 一の認定

を受けなければならない。 ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定供給確保事業者は、 前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨

を主務大臣に届け出なければならない。

第一項の規定による変更の認定について準用する。

(供給確保計画の認定の取消し)

3

前条第四項から第六項までの規定は、

第十一条 主務大臣は、 認定供給確保事業者が認定を受けた供給確保計画 (前条第 一項の規定による変更の

認定又は 同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。 以下この章において

「認定供給確保計画」という。)に従って、 特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行っていない

と認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、認定供給確保計画が第九条第四項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるとき

は、 認定供給確保事業者に対して、 当該認定供給確保計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すこと

ができる。

3 第九条第六項の規定は、 前二項の規定による認定の取消しについて準用する。

#### (定期の報告)

認定供給確保事業者は、 毎年度、主務省令で定めるところにより、 認定供給確保計画の実施状況

について主務大臣に報告しなければならない。

第三節 株式会社日本政策金融公庫法の特例

(供給確保促進円滑化業務等実施基本指針)

主務大臣は、 安定供給確保基本指針に基づき、 株式会社日本政策金融公庫 (以下この節及び第九

十八条において「公庫」という。)及び第十六条第一項の規定による指定を受けた者(以下この節及び第

四十八条第五項において「指定金融機関」という。)の次に掲げる業務の実施に関する基本指針

の節において「供給確保促進円滑化業務等実施基本指針」という。)を定めるものとする。

公庫が指定金融機関に対し、 認定供給確保事業者が認定供給確保事業 (認定供給確保計画に従って行

われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。 以下この章において同じ。)

を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務 (以下この節

において「供給確保促進円滑化業務」という。)

(以下こ

指定金融機関が認定供給確保事業者に対し、 認定供給確保事業を行うために必要な資金を貸し付ける

業務のうち、 当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行うもの (以下この章及び第九

十六条第二号において 「供給確保促進業務」 という。)

2 供給 確 保促進円滑化業務等実施基本指針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

供給· 確保促 進 円 滑化業務及び供給確保促 |進業務の基本的な方向に関 でする事 項

認定供給確保事業を行うために必要な資

金の

調

達  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 

円滑化に関して公庫及び指

定金融 機関が果たすべき役割に関する事 項

認定供給

確保事

業者が

 $\equiv$ 公庫が行う供給確保促進円滑化業務の内容及びその実施体制に関する事項

兀 指定金融機関が行う供給確保促進業務の内容及びその実施体制に関する事 **項** 

五. 前各号に掲げるもののほか、 供給確保促進円滑化業務及び供給確保促進業務の実施に関し必要な事項

3 主務大臣 は、 供給 確保促進円滑化業務等実施基本指針を作成するときは、 あらかじめ、 関係行 政機 関  $\mathcal{O}$ 

長に協 議 L なけ れ ば ならない。

4

主務大臣 は、 供給 確保促進円滑化業務等実施基本指針を定めたときは、 遅滞なく、これを公表しなけれ

ばならない。

5 前二項の規定は、 供給確保促進円滑化業務等実施基本指針の変更について準用する。

(公庫の行う供給確保促進円滑化業務)

第十四条 公庫は、 株式会社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号) 第一条及び第十一条の規定

にかかわらず、供給確保促進円滑化業務を行うことができる。

(供給確保促進円滑化業務実施方針)

第十五条 公庫 では、 供給確保促進円滑化業務等実施基本指針に基づき、 主務省令で定めるところにより、 供

給確保促進円滑化業務の実施方法及び実施条件その他の供給確保促進円滑化業務の実施に必要な事項に関

する方針 (以下この節及び第九十八条第一号において「供給確保促進円滑化業務実施方針」という。) を

定めなければならない。

2 公庫は、 供給確保促進円滑化業務実施方針を定めるときは、 あらかじめ、 主務大臣の認可を受けなけれ

ばならない。これを変更するときも、同様とする。

3

公庫は、 前項の認可を受けたときは、 遅滞なく、 供給確保促進円滑化業務実施方針を公表しなければな

らない。

4 公庫は、 供給確保促進円滑化業務実施方針に従って供給確保促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定)

第十六条 主務大臣は、 主務省令で定めるところにより、 供給確保促進業務に関し、 次の各号のいずれにも

適合すると認められる者を、 その申請により、 供給確保促進業務を行う者として指定することができる。

一銀行その他の政令で定める金融機関であること。

供給

確保促進業務の実施体制及び次項に規定する供給確保促進業務規程が、

円滑化業務等実施基本指針及び供給確保促進円滑化業務実施方針に適合し、 かつ、 供給確保促進業務を

適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、 供給確保促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有し

ていること。

めるところにより、

2 前項の規定による指定 (以下この節において 「指定」という。)を受けようとする者は、 主務省令で定

供給確保促進円滑化業務等実施基本指針及び供給確保促進円滑化業務実施方針に基づ

き供給確保促進業務に関する規程 (次項及び第十八条において「供給確保促進業務規程」という。)を定

め、 これを指定申請書その他主務省令で定める書類に添えて、 主務大臣に提出しなければならない。

3 供給確保促進業務規程には、 供給確保促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令

で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、 指定を受けることができない。

この法律、 銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号) その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律

に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、 罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執

行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十三条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経

過しない者

三 法人であって、 その業務を行う役員のうちに、 次のいずれかに該当する者があるもの

1 心 身 の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続

開始の決定を受けて復権を得ない者

口 指定金融機関が第二十三条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、 当該

指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった

者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しない もの

、指定金融機関 の指定の公示等)

第十七条 主務大臣は、 指定をしたときは、 当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、 住所及び供給確

保促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2

指定金融

機関は、

その商号若しくは名称、

在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、 前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(供給確認 保促進業務規程の変更の認可等)

第十八条 指定金融機関は、 供給確保促進業務規程を変更するときは、 あらかじめ、 主務大臣の認可を受け

なけ ればならない。

2 主務大臣は、 指定金融機関の供給確保促進業務規程が供給確保促進業務の適正かつ確実な実施上不適当

住所又は供給確保促進業務を行う営業所若しくは事務所の所

となったと認めるときは、その供給確保促進業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第十九条 公庫は、 供給確保促進円滑化業務については、 指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む

協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

指定金融機関が行う供給確保促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

その財務状況及び供給確保促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、

公庫に提

当すること。

指定金融機関は、

三前二号に掲げるもののほか、 指定金融機関が行う供給確保促進業務及び公庫が行う供給確保促進円滑

化業務の内容及び実施方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、 前項の協定を締結するときは、あらかじめ、 主務大臣の認可を受けなければならない。

変更するときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第二十条 指定金融機関は、 供給確保促進業務について、 主務省令で定めるところにより、 帳簿を備え、

主

務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十一条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要があると認めるときは、 指定金融機関に対し、 供給確

保促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(供給確保促進業務の休廃止)

第二十二条 指定金融機関は、 供給確保促進業務の全部又は一部を休止し、 又は廃止するときは、 主務省令

で定めるところにより、 あらかじめ、 その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、 前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が供給確保促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関に対する指定は、その効

力を失う。

(指定金融機関の指定の取消し等)

第二十三条 主務大臣は、 指定金融機関が第十六条第四項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、そ

の指定を取り消すものとする。

主務大臣は、 指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができ

る。

2

供給確保促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

指定に関し不正 の行為があったとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定金融機関の指定の取消し等に伴う業務の結了)

3

主務大臣は、

第二十四条

条第一項若しくは第二項の規定によりその指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又は

指定金融機関について、第二十二条第三項の規定により指定がその効力を失ったとき、又は前

当該指定金融機関の一般承継人は、 当該指定金融機関が行った供給確保促進業務の契約に基づく取引を結

了する目的 の範囲内においては、 なお指定金融機関とみなす。

、株式会社日本政策金融公庫法の 適用

第二十五条 供給確保促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣について

は、 供給確保促進円滑化業務をエネルギー 環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律

(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、 同法第十七条

(同条の表第十一条第一項第五号の項、 第五十八条及び第五十九条第一 項の項、 第七十一条の項、 第七十

三条第一号の項、 第七十三条第三号の項、 第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一 項の項に係る部

分を除く。)の規定により読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法 の規定を適用する。 この場合にお

同表第六十四条第一 項の項中 「経済産業大臣」 とあるの は 「内閣 総理大臣」とする。

2 前項に規定するも のの ほ か、 供 給 確保促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公

次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

庫

法の規定の適用については、

同 表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、 必要な技術的読替えは、政令で定める。

		五 号	第十一
			条第一項第
			行う業務
「供給確保促進円滑化業務」という。)を除く。)	条第一項第一号に規定する供給確保促進円滑化業務(以下	確保の推進に関する法律(令和四年法律第 号)第十三	行う業務(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の

それぞれ

する第五十八条第二項		
に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用		
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進	第五十八条第二項	第七十三条第七号
の確保の推進に関する法律第十三条第一項第一号		
第十一条及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障	第十一条	第七十三条第三号
替えて適用する場合を含む。)		
確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み		
この法律(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の	この法律	第七十三条第一号
する第五十九条第一項		
に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用		
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進	第五十九条第一項	第七十一条
確保の推進に関する法律		五十九条第一項
この法律、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の	この法律	第五十八条及び第

附則第四十七条第 公庫の業務 公庫の業務 (供給確保促進円滑化業務を除く。)

項

第四節 中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例

(中小企業者の定義

資本金の額又は

出資

第二十六条 この節において 「中小企業者」とは、 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及

び個人であって、 製造業、 建設業、 運輸業その他の業種 (次号から第四号までに規定する業種及び第五

号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び

個 人であって、 卸売業 (第五号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主たる事業として営むも

 $\mathcal{O}$ 

三 資本金の額又は 出資 の総額が 五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及

び個人であって、 サービス業 (第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として

#### 営むもの

兀 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社

及び個人であって、 小売業 (次号の政令で定める業種を除く。) に属する事業を主たる事業として営む

もの

五. 資本金の額又は出資の総額が政令で定める業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用す

る従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、 その業種に属する事業を

主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、 協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、

政令で定めるもの

九 医業を主たる事業とする法人であって、 常時使用する従業員の数が三百人以下のもの (前各号に掲げ

るものを除く。)

# (中小企業投資育成株式会社法の特例)

第二十七条 中小企業投資育成株式会社は、 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号) 第

五. 条第一項各号に掲げる事業のほか、 次に掲げる事業を行うことができる。

中 小企業者が認定供給確保事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発

行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

中 小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定供給確保事業を行うために必要とする

新株予約権付社債等 (中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等

新株予約権

(新株予約権付社債に付されたものを除く。)

資

金の

調

達を図るために発行する株式、

をいう。 以下この号において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権 (その行使によ

り発行され、 又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等 (新株予約権付社債等に付された

新株予約 権の行使により発行され、 又は移転された株式を含む。) の保有

2 前項各号に掲げる事業は、 中 小企業投資育成株式会社法の適用については、 それぞれ同法第五条第一 項

第一号及び第二号の事業とみなす。

又は

## (中小企業信用保険法の特例)

第二十八条 中小企業信用保険法 (昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険

(第四項及び第五項において 「普通保険」という。)、 同法第三条の二第一項に規定する無担保保険

五項にお いて「無担保保険」 という。)又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険 (第五項にお

11 7 特 莂 小 口保険」 という。 の保険関係であって、 供給確保関連 保証 (同法第三条第 項、 第三条の

第一 項又は第三条の三第一 項に規定する債務の保 証であっ て、 認定供給 確保事業に必要な資金に係 るも

 $\mathcal{O}$ をいう。 以下この条において同じ。)を受けた中 小企業者に係るもの に つい て  $\mathcal{O}$ 次の 表 の上欄 に掲げる

同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、 同表の下欄に掲げる字句とす

る。

第三条第一 項 保険価額の合計額が に規定する供給 いう。) に関する法律 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の に係る保険関係 (令和四年 確保関連 -法律第 保証 の保険価額の合計額とその他 (以 下 「供給 号) 第二十八条第 確 保関連 確 保 保 この保険 証  $\mathcal{O}$ 推 項 لح 進

		関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第	保険価額の合計額が	供給確保関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその
一項及び第三		他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
条の三第一項		
第三条の二第	当該借入金の額のうち	供給確保関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借
三項及び第三		入金の額のうち
条の三第二項	当該債務者	供給確保関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中 法律第十三条第一 保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険の保険関係であって、 「二億円」とあるのは 項第一号に規定する認定供給確保事業に必要な資金 「三億円 (経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関 (以下「供給確保事業資金」 供給確保関連 同条第 とい 一項

「六億円 (供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、 四億円)」と、 同 う。

以外の資金に係る債務の

保証

に係る保険関係については、二億円)」と、

「四億円」とあるのは

条第二項中「二億円」とあるのは「三億円 (供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関

係については、二億円)」とする。

3 中 小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であって、 供給確保関連保

「二億円」とあるのは 「三億円 (経済施策を一 体的に講ずることによる安全保障の 確保  $\mathcal{O}$ 推進 に関する法

ての同項及び同条第二項の規定の適用については、

同条第

項中

証を受けた中小企業者に係るものについ

律第十三条第 項 第 一 号に規定する認定供給 確保 事業に必要な資金 ( 以 下 「供 給 確保 事 ·業 資· とい

う。 以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」と、 四四 [億円] とあ ごるのは

「六億円 (供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、 四億円)」 同

条第二項中「二億円」とあるのは「三億円 (供給確保事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関

係については、二億円)」とする。

4 普通 保険 の保険関係であって、 供給確保関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二

項及び第五 条の規定 の適用 については、 同項中 「百分の七十」とあり、 及び同条中 「百分の七十 (無担保

保険、 特別 小 口保険、 流動資産担保保険、 公害防止保険、 エネルギー対策保険、 海外投資関係保険、 新事

業開拓保険、 事業再生保険及び特定社債保険にあっては、 百分の八十)」とあるのは、 「百分の八十」と

する。

5 普通保険、 無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、 供給確保関連保証に係るものについての

保険料 一の額は、 中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、 保険金額に年百分の二以内において政令

で定める率を乗じて得た額とする。

第五節 特定重要物資等に係る市場環境の

、特定重要物資等に係る公正取引委員会との関係)

第二十九条 主務大臣は、 同一の業種に属する事業を営む二以上の者の申請に係る供給確保計画について、

第九条第一項の認定 (第十条第一項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。)をしようとす

る場合において、 必要があると認めるときは、 当該申請に係る供給確保計画について、 公正取引委員会に

意見を求めることができる。

2 公正 取引委員会は、 必要があると認めるときは、 主務大臣に対し、 前項の規定により意見を求められた

供給確保計画であって主務大臣が第九条第一項の認定をしたものについて意見を述べることができる。

# (特定重要物資等に係る関税定率法との関係

第三十条 主務大臣は、 その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、 外国において生産又

は 輸出について直接又は間接に補助金 (関税定率法 (明治四十三年法律第五十四号) 第七条第二項に規定

する補助金をいう。 以下この項において同じ。)の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入が 邦の

本

産業 (当該: 補助 金の交付を受けた貨物と同 種 一の物資を生産している本邦 の産業に限る。 以下この項に おい

て同じ。 に実質的 な損害を与え、 若しくは与えるおそれがあり、 又は本 ·邦 の 産業の 確立を実質的 妨げ

る事実についての十分な証拠があると思料する場合において、 外部から行われる行為により 国家及び 国民

の安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、 政令で定めるところにより、 同条

第六項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

2 主務大臣は、その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、不当廉売 (関税定率法第八

条第一項に規定する不当廉売をいう。 以下この項において同じ。 )された貨物 の輸 入の事実及び当該輸入

が 本邦  $\mathcal{O}$ 産業 (不当廉売された貨物と同種 の物資を生産してい る本邦の産業に限る。 以下この項に お 7

同じ。 に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、 又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる

五. 安全を損なう事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、 事実についての十分な証拠があると思料する場合において、外部から行われる行為により国家及び国民の 項に規定する調査に関する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。 同条第

3 主務大臣は、 その所管する産業のうち特定重要物資等に係るものについて、 外国における価格 の低落そ

の他予想されなか った事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増 加 (本邦の 国内総生 産量 一に対する比

率 の増加を含む。) の事実及び当該貨物の輸入がこれと同種 の物資その 他用途が 直 |接競合する物 資  $\mathcal{O}$ 生産

に 関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実についての十分な証拠があると思

料する場合において、 め必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関税定率法第九条第六項に規定する調査に関 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するた

する事務を所掌する大臣に当該調査を行うことを求めることができる。

4 主務大臣 は、 前三項の規定による調査の求めをした場合であって、 当該 調査を開始することが決定した

ときは、 当該求めをした旨及びその求めに係る事実の概要を公表するものとする。

第六節 安定供給確保支援法人による支援

# (安定供給確保支援法人の指定及び業務)

主務大臣は、 安定供給確保取組方針に基づき、 主務省令で定めるところにより、 一般社団法

一般財団法人その他主務省令で定める法人であって、 第三項に規定する業務(以下この章及び第九十

六条第二号において 「安定供給確保支援業務」という。) に関し次の各号のいずれにも適合すると認めら

れ るものを、 その申請により、 特定重要物資ごとに安定供給確保支援法人として指定することができる。

安定供給確保支援業務を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであるこ

٢

安定供給確保支援法人が行う当該業務の実施体制が安定供給確保基本指針に照らし適切であること。

三 給確保支援業務の適正 安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供 かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがない ものであること。

兀 前三号に掲げるものの ほ か、 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとし

て、主務省令で定める基準に適合するものであること。

次の各号のいずれかに該当する者は、 前項の規定による指定(以下この節において「指定」という。)

2

を受けることができない。

この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなった日から起算して二年を経過しない者

第四十一条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、

その取消しの日から起算して二年を経

過しな

その役員のうちに、 第一号に該当する者がある者

3

安定供給確保支援法人は、

主務省令で定めるところにより、

次に掲げる業務を行うものとする。

認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付するこ

認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し、 利

子補給金を支給すること。

三 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保に関する情報の収集を行うこと。

匹 安定供給確保支援業務の対象とする特定重要物資等の安定供給確保に関し必要とされる事項につい

て、 当該特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずること。

五<br />
前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 主務大臣は、指定をするに当たっては、主務省令で定めるところにより、 当該安定供給確保支援法人が

安定供給確保支援業務を実施する際に従うべき基準 (以下この節において 「供給確保支援実施基準」

う。)を定めるものとする。

5 主務大臣は 前項 の規定により供給確保支援実施基準を定めるときは、 あらかじめ、 財務大臣その 他関

係行政機関の長に協議しなければならない。

6 主務大臣は、 第四項の規定により供給確保支援実施基準を定めたときは、これを公表しなければならな

\ <u>`</u>

7 前二項の規定は、 供給確保支援実施基準の変更について準用する。

(安定供給確保支援法人の指定の公示等)

主務大臣は、 指定をしたときは、 当該指定に係る安定供給確保支援法人の名称、 住所及び安定

供給確保支援業務を行う営業所又は事務所の所在地並びに指定に係る特定重要物資を公示するものとす

2 安定供給確保支援法人は、その名称、 住所又は安定供給確保支援業務を行う営業所若しくは事務所の所

在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、 前項の規定による届出があったときは、 その旨を公示するものとする。

(安定供給確保支援業務規程)

第三十三条 安定供給確保支援法人は、 安定供給確保支援業務を行うときは、 主務省令で定めるところによ

り、 当該業務の開始前に、 安定供給確保支援業務規程を定め、 主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

2 安定供給確保支援業務規程で定めるべき事項は、 次のとおりとする。

一 指定に係る特定重要物資

安定供給確保支援業務の対象となる認定供給確保事業に関する事項

三 第三十一条第三項第一号に掲げる業務に関する次に掲げる事項

1 認定供給確保事業者に対する助成金の交付の要件に関する事項

認定供給確保事業者による助成金の交付申請書に記載すべき事 **項** 

口

- ノヽ 認定供給確保事業者に対する助成金の交付の決定に際し付すべき条件に関する事項
- = 助成金の交付に関して必要な事項として主務省令で定める事項
- 兀 第三十一条第三項第二号に掲げる業務に関する次に掲げる事項

1 認定供給確保事業を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する利子補給金の支給の要

件に関する事項

- 口 第三十一条第三項第二号に規定する金融機関による利子補給金の支給申請書に記載すべき事
- ハ 第三十一条第三項第二号に規定する金融機関に対する利子補給金の支給の決定に際し付すべき条件

に関する事項

- = 利子補給金の支給に関して必要な事項として主務省令で定める事項
- 五 安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあっては、 安定供給確保支援法人基金の管理に関する事項
- 六 前各号に掲げるもの 0 ほ か、 安定供給確保支援業務に関して必要な事項として主務省令で定める事項
- 主務大臣は、 第 項の認可 の申請が安定供給確保基本指針、 安定供給確保取組方針及び供給確保支援実

3

施基準に適合するとともに、安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであると

認めるときは、その認可をするものとする。

4 主務大臣は、 第一 項の認可をするときは、 あらかじめ、 財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなけ

ればならない。

5 安定供給確保支援法人は、 第一項の認可を受けたときは、 遅滞なく、 その安定供給確保支援業務規程を

公表しなければならない。

6 主務大臣 は、 安定供給確保支援法人の安定供給確保支援業務規程が安定供給確保基本指針、 安定供給確

保取組方針又は供給確保支援実施基準に適合しなくなったと認めるときは、その安定供給確保支援業務規

程を変更すべきことを命ずることができる。

(安定供給確保支援法人基金)

第三十四条 安定供給確保支援法人は、 主務大臣が供給確保支援実施基準において当該安定供給確保支援法

人が行う安定供給確保支援業務として次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に 関す

る事項を定めた場合には、これらの業務に要する費用に充てるための基金 (以下この節及び第九十九条に

おいて「安定供給確保支援法人基金」という。)を設け、 次項の規定により交付を受けた補助金をもって

これに充てるものとする。

外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する特定

重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であって、 特定重要物資等の安定供給確保のために

緊要なもの

複数年度にわたる業務であって、 各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、 弾力的な支出が必要であ

ることその他の特段の事情があり、 あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安

定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 国は、 予算の範囲内において、安定供給確保支援法人に対し、 安定供給確保支援法人基金に充てる資金

を補助することができる。

3 安定供給確保支援法人基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、 当該安定供給確保支援法人基

金に充てるものとする。

4

安定供給確保支援法人は、 次の方法による場合を除くほか、 安定供給確保支援法人基金の運用に係る業

務上の余裕金を運用してはならない。

- 国債その他主務大臣の定める有価 証券の取得
- 銀行その他主務大臣の定める金融機関 への預金

三

信託業務を営む金融機関 (金融機関の信託業務 の兼営等に関する法律 (昭和十八年法律第四十三号)

第一条第 一項 の認可を受けた金融機関をいう。 ~ の金銭信託で元本補塡の契約があるもの

- 5 カン がじめ、 主務大臣は、 財務大臣に協議しなければならない。 前項第一号に規定する有価証券又は同項第二号に規定する金融機関を定めるときは、 これを変更するときも、 同様とする。 あら
- 6 主務大臣は、 第十条第三項又は第十一条第三項において準用する第九条第六項の規定による通知をした

場合において、 り補助金の交付を受けた安定供給確保支援法人に限る。)に対し、第二項の規定により交付を受けた補助 必要があると認めるときは、 当該通知を受けた安定供給確保支援法人 (第二項の規定によ

金 の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

7 前項 の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、 政

令で定める。

安定供給確保支援法人は、 安定供給確保支援法人基金を設けたときは、 毎事業年度、 当該安定供給確保

8

支援法人基金に係る業務に関する報告書を作成し、 当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しな

主務大臣は、並

9 主務大臣は、 前項の報告書の提出を受けたときは、 これに意見を付けて、 国会に報告しなければならな

\ <u>`</u>

(事業計画等)

第三十五条 安定供給確保支援法人は、 主務省令で定めるところにより、 毎事業年度、 安定供給確保支援業

務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、 主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよ

うとするときも、同様とする。

2 安定供給確保支援法人は、 前項の認可を受けたときは、 遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公

表しなければならない。

3 安定供給確保支援法人は、 毎事業年度終了後三月以内に、 主務省令で定めるところにより、 安定供給確

保支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、 主務大臣に提出するとともに、これを公表しなけ

ればならない。

(区分経理)

第三十六条 安定供給確保支援法人は、主務省令で定めるところにより、 次に掲げる業務ごとに経理を区分

して整理しなければならない。 ただし、第二号に掲げる業務に係る経理については、 第三十四条第 項の

規定により安定供給確保支援法人基金を設けた場合に限り、 区分して整理するものとする。

一 安定供給確保支援業務 (次号に掲げる業務を除く。)

一 安定供給確保支援法人基金に係る業務

三 その他の業務

(秘密保持義務)

第三十七条 安定供給確保支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 正当な理由がなく、

安定供給確保支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、 又は盗用してはならない。

(帳簿の記載)

第三十八条 安定供給確保支援法人は、 安定供給確保支援業務について、 主務省令で定めるところにより、

帳簿を備え、 主務省令で定める事項を記載し、 これを保存しなければならない。

#### (監督命令)

第三十九条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要があると認めるときは、 安定供給確保支援法人に対

安定供給確保支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(安定供給確保支援業務の休廃止)

第四十条 安定供給確保支援法人は、 安定供給確保支援業務の全部又は一部を休止し、 又は廃止するとき

は、 主務省令で定めるところにより、 あらかじめ、 その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、 前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

3 安定供給確保支援法人が安定供給確保支援業務の全部を廃止したときは、 当該安定供給確保支援法人に

対する指定は、その効力を失う。

安定供給確保支援法人の指定の取消し等)

第四十一条 主務大臣は、 安定供給確保支援法人が第三十一条第二項第一号又は第三号に該当するに至った

ときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、 安定供給確保支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すこと

が できる。

安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

指定に関し不正 の行為があったとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

前二項の規定により指定を取り消したときは、

その旨を公示するものとする。

第七節 安定供給確保支援独立行政法人による支援 3

主務大臣は、

、安定供給確保支援独立行政法人の指定及び業務

第四十二条 別表に掲げる独立行政法人 (独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号)第二条第一項に

規定する独立行政法人をいう。 次項及び第八十六条第一項第四号において同じ。)は、次項の規定による

安定供給確保支援独立行政法人の指定を受けたときは、 同法第一条第一 項に規定する個別法 (以下この項

及び次条第一項において 「個別法」という。)の定めるところにより、 同法第五条の規定に により 個 莂 法で

定める目 .的の範囲内において、この法律の目的を達成するため、 当該指定に係る安定供給確保支援業務

(第三十一条第三項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に限る。 次条第一項にお

いて同じ。)を行うことができる。

2 主務大臣は、安定供給確保取組方針に基づき、その所管する独立行政法人のうち、その所管する事業に

係 る特定重要物資に係るものを、 特定重要物資ごとに安定供給確保支援独立行政法人として指定すること

ができる。

3 第三十二条の規定は、 安定供給確保支援独立行政法人について準用する。

安定供給確保支援独立行政法人に設置する安定供給確保支援独立行政法 人基金)

第四十三条 安定供給確保支援独立行政法人は、 個別法の定めるところにより、 前条第二項の規定による指

定に係る安定供給確保支援業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要

する費用に充てるための基金 (以下この条及び第九十九条において「安定供給確保支援独立行政法人基

金」という。)を設けることができる。

外部 から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するために実施する特定

重要物資等の安定供給確保のための取組に係る業務であって、 特定重要物資等の安定供給確保のために

#### 緊要なもの

複数年度にわたる業務であって、 各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、 弾力的な支出が必要であ

ることその他の特段の事情があり、 あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安

定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 第三十四条第三項、 第八項及び第九項の規定は、 安定供給確保支援独立行政法人が設ける安定供給確保

支援独立行政法人基金について準用する。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条 (第七号に係る部分に限る。) の規定は、 第一 項の

により安定供給確保支援独立行政法人が設ける安定供給確保支援独立行政法人基金の運用について準 ー用す

る。 この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、 「金銭信託で元本補塡の契約

があるもの」と読み替えるものとする。

第八節 特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資

(特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等)

第四十四条 主務大臣は、 その所管する事業に係る特定重要物資について、 第三節から前節までの規定によ

規定

る措置では当該特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であると認める場合には、 安定供給確保基

本指針及び安定供給確保取組方針に基づき、 安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重

要物資として指定することができる。

2 主務大臣は、 前項の規定による指定をするときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣、 財務大臣その他関係行

政機関の長に協議しなければならない。

3 主務大臣は、 第 項の規定による指定をしたときは、 当該指定に係る特定重要物資を公示するものとす

る。

4 主務大臣は、 第一 項に規定する事態が消滅したと認める場合には、 同項の規定による指定を解除するも

のとする。

5 第二項及び第三項の規定は、 前項の規定による解除について準用する。

6 主務大臣は、 第一 項 の規定により指定した特定重要物資又はその生産 に必要な原材料等について、 備

蓄、 玉 一際的な連携、 使用 の節減の働き掛けその他の安定供給確保のために必要な措置を講ずるものとす

主務大臣は、 外部から行われる行為により第一項の規定による指定をした特定重要物資 (国民の生存に

7

必要不可欠なものとして政令で定めるものに限る。 以下この項において同じ。)又はその生産に必要な原

材料等の供給が不足し、又は不足するおそれがあり、 その価格が著しく騰貴したことにより、 国家及び国

民 の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい場合において、 当該事態に対処するため特に必要があると

認めるときは、 政令で定めるところにより、 必要な条件を定めてその保有する当該特定重要物資又はその

生 産に必要な原材料等を時価より も低い対 価であって、 価格が騰貴する前  $\mathcal{O}$ 標準的な価格として政令で定

 $\Diamond$ る価 格 で譲渡し、 貸し付け、 又は使用させることができるものとする。

8 第六項の規定による備蓄と、 災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 第四十九条、 新型イ

ンフル エンザ等対策特別措置法 (平成) 二十四年法律第三十一号) 第十条その他政令で定める法律の規定に

基づく備蓄とは、相互に兼ねることができる。

9 主務大臣は、 第七項の規定による措置を実施するときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣、 財務大臣その他

関係行政機関の長に協議しなければならない。

(施設委託管理者)

第四十五条 主務大臣は、 前条第六項の規定による措置を効果的に実施するため必要があると認めるとき

は、 政令で定めるところにより、 主務大臣が指定する法人(以下この条及び第四十八条第七項において

「施設委託管理者」という。)に、 前条第六項の規定による措置に必要な施設 (その敷地を含む。)

理を委託することができる。

2 前 項の政令には、 施設委託管理者の指定の手続、 管理の委託の手続その他委託について必要な事項を定

めるものとする。

3 施設委託管理者は、 第一項の規定による指定に係る業務 (以下この条及び第四十八条第七項に おいて

「施設委託管理業務」という。)に関し、主務省令で定めるところにより、 施設委託管理業務に関する規

程 (第五項及び第六項において「施設委託管理業務規程」という。) を定め、主務大臣の認可を受けなけ

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 主務大臣は、 前項の規定による認可をするときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣、 財務大臣その他関係行

政機関の長に協議しなければならない。

5

施設委託管理業務規程には、 施設委託管理業務の実施の方法、 その他の主務省令で定める事項を定めて

おかなければならない。

6 主務大臣は、 第三項の規定による認可をした施設委託管理業務規程が施設委託管理業務の適正かつ確実

な実施上不適当となったと認めるときは、 施設委託管理者に対し、 これを変更すべきことを命ずることが

できる。

7 施設委託管理者は、 毎事業年度終了後三月以内に、 主務省令で定めるところにより、 第三項に規定する

施設委託管理業務に関 し事業報告書及び収支決算書を作成し、 主務大臣に提出しなければならな

主務省令で定めるところにより、

務以外の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

8

施設委託管理者は、

9 主務大臣は、この節の規定の施行に必要があると認めるときは、 施設委託管理者に対し、 施設委託管理

業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

10 主務大臣 は、 施設委託管理者が前項の命令に違反したときその他当該施設委託管理者による管理を適正

カン つ確実に実施することができないと認められるときは、 その指定を取り消し、 又は期間を定めて施設委

託管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

施設委託管理業務に関する経理と施設委託管理業

## 第九節 雑則

## (関係行政機関の協力)

第四十六条 主務大臣は、 この章の規定を施行するために必要があると認めるときは、 内閣総理大臣、 関係

行政 機関 の長その 他 の関係者に対し、 資料及び情報の提供、 説明、 意見の表明その他必要な協力を求める

ことができる。

### (資金の確保)

第四十七条 国は、 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金の確保に努めるものと

する。

## (報告徴収及び立入検査)

第四十八条 主務大臣は、 この章の規定の施行に必要な限度において、 その所管する事業に係る物資の生

産 輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、 当該物資又はその生産に必要な原材料

等の生産、 輸入、 販売、 調達又は保管の状況に関 l 必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

主務大臣は、 第三十条第一 項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、 その所管する事業に

2

係る特定重要物資等の生産、 輸入又は販売の事業を行う個人又は法人その他の団体に対し、これらの規定

による調査 一の求めに必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3 前二項の規定により報告又は資料の提出の求めを受けた者は、 その求めに応じるよう努めなければなら

ない。

4 主務大臣は、 この章の規定の施行に必要な限度において、 認定供給確保事業者に対し、 認定供給確保計

画 の実施 状況その他 必要な事項に関 し報告又は資料の提出を求めることができる。

5

主務大臣

は、

この

章の規定の施行に必要な限度に

において、

指定金融機関に対し、

供給確保促進業務に関

必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、 指定金融機関の営業所若しくは事務所その他

必要な場所に立ち入り、 供給確保促進業務に関し質問させ、若しくは帳簿、 書類その他の物件を検査させ

ることができる。

6 主務大臣は、 この章の規定の施行に必要な限度において、 安定供給確保支援法人に対し、 安定供給確保

支援業務に関し必要な報告若しくは資料の提出 を求め、 又はその職員に、 安定供給確保支援法人の営業所

若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、 安定供給確保支援業務に関し質問させ、若しくは帳簿、 書

類その他の物件を検査させることができる。

7 主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、 施設委託管理者に対し、 施設委託管理業務に

関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、 又はその職員に、 施設委託管理者の営業所若しくは事務所そ

の他必要な場所に立ち入り、 施設委託管理業務に関し質問させ、 若しくは帳簿、 書類その 他の物件を検査

させることができる。

8 前三項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があっ たと

きは、これを提示しなければならない。

第五項から第七項までの規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈しては

ならない。

9

第三章 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保

(特定社会基盤役務基本指針)

第四十九条 政府 は 基本方針に基づき、 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供 の確

保に関する基本指針 (以下この条において 「特定社会基盤役務基本指針」 という。)を定めるものとす

- 2 特定社会基盤役務基本指針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- 特定妨害行為 (第五十二条第二項第二号ハに規定する特定妨害行為をいう。 以下この項において同

U U の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本的な方向に関する事項 (特定

妨害行為の具体的内容に関する事項を含む。)

特定社会基盤事業者 (次条第一 項に規定する特定社会基盤事業者をいう。 次号において同じ。 の指

(当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。

 $\equiv$ 特定社会基盤事業者に対する勧告及び命令に関する基本的な事項

定に関する基本的

な事

項

兀 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に当たって配慮すべき事項

五. 前各号に掲げるもののほか、 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関

し必要な事項

3 内 閣 総理大臣は 特定社会基盤役務基本指針の案を作成し、 閣議の決定を求めるものとする。

内 閣 総理大臣は、 前項の規定により特定社会基盤役務基本指針の案を作成するときは、 あらかじめ、 安

4

全保障の確保に関する経済施策、 情報通信技術その他特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関 Ũ ) 知 見

を有する者の意見を聴くとともに、 特定社会基盤役務に関する経済活動に与える影響に配慮しなければな

らない。

5 内閣 総理大臣は、 第三項の規定による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、 特定社会基盤役務基本指

針 を公表するものとする。

6

前三項 の規定は、 特定社会基盤役務基本指針の変更について準用する。

特定社会基盤事 業者の指定

第五十条 主務大臣は、 特定社会基盤事業 (次に掲げる事業のうち、 特定社会基盤役務 (国民生活及び経済

活 動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事

態を生ずるおそれがあるものをいう。 以下この項及び第五十二条において同じ。) の提供を行うものとし

用する特定重要設備 て政令で定めるものをいう。 (特定社会基盤事業の用 以下この章及び第八十六条第二項において同じ。)を行う者のうち、 に供される設備 機器、 装置又はプログラムのうち、 その使 特定社

会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、 かつ、 我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の

う。 特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずる 安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものをい おそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者を特定社会基盤事業者として指定すること 以下この章及び第九十二条第一項において同じ。)の機能が停止又は低下した場合に、 その提供する

電気事 業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条第一項第十六号に規定する電気事業

が

できる。

- ガス事 業法 (昭 (和二十九年法律第五十一号) 第二条第十一項に規定するガ ス 事 **業**
- 三 及び同条第九項に規定する石油ガス輸入業 石油 この備蓄 の確保等に関する法律 (昭和五十年法律第九十六号) 第二条第五項に規定する石油精製業
- 兀 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号) 第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定す

る水道用水供給事業

- 五. 鉄道 事 業法 韶 和六十 年法律第九十二号)第二条第二項に規定する第 種鉄 道 事 業
- 六 貨物 自 動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号) 第二条第二項に規定する一 般貨物自動車運送事業

七 海上運送法 (昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第四項に規定する貨物定期航路事業及び同条第

六項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を

運送するもの

八 航空法 (昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二条第十九項に規定する国際航空運送事業及び同条第

二十項に規定する国内定期航空運送事業

九 空港 (空港法 (昭和三十一年法律第八十号) 第二条に規定する空港をいう。 以下この号にお

に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第六項に規定する公共施設等運営事業

の設置及び管理を行う事業並びに空港に係る民間資金等の活用による公共施設等の

+ 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業

十 一 放送事業のうち、 放送法 (昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送を行

うもの

十二 郵便事業

- 三 金融に係る事業のうち、次に掲げるもの

整備等の

促進

į١

て 同

- イ 銀行法第二条第二項各号に掲げる行為のいずれかを行う事業
- 口 保険業法 (平成七年法律第百五号)第二条第一項に規定する保険業
- 金融商品 取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場の

開設の業務を行う事業、 同条第二十八項に規定する金融商品債務引受業及び同法第二十八条第一 項に

規定する第一種金融商品取引業

(平成十六年法律第百五十四号)

第二条第一項に規定する信託業

=

信

託

業法

ホ 資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) 第二条第十項に規定する資金清算業及び同

法第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段 (同法第四条各号に掲げるものを除く。)の発行

の業務を行う事業

- 預金保険法 (昭和四十六年法律第三十四号) 第三十四条に規定する業務を行う事業及び農水産業協
- 同 組 合貯金保険法 (昭 和四十八年法律第五十三号)第三十四条に規定する業務を行う事業
- 1 社債、 株式等の振替に関する法律 (平成十三年法律第七十五号) 第三条第一 項に規定する振替業
- チ 電子記録債権法 (平成十九年法律第百二号) 第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十四四 割賦販売法 (昭和三十六年法律第百五十九号) 第二条第三項に規定する包括信用購入あっせんの業

2 主務大臣は、 特定社会基盤事業者を指定したときは、その旨を当該指定を受けた者に通知するととも

公示しなければならない。 これらの事項に変更があったときも、 同様とする。

その名称又は住所を変更するときは、

変更する日の二週間前までに、

その旨を

主務大臣に届け出なければならない。

3

特定社会基盤事業者は、

に、

当該指定を受けた者の名称、

住所、

当該指定に係る特定社会基盤事業の種類及び当該指定をした日を

#### (指定の) 解除)

第五十一条 主務大臣は、 特定社会基盤事業者が前条第一項の主務省令で定める基準に該当しなくなったと

認めるときは、 同項の規定による指定を解除するものとする。 この場合においては、 同条第二項の規定を

準用する。

# 特定重要設備の導入等

第五十二条 特定社会基盤事業者は、 他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合 (当該特定社会基盤事

り、 業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する特定重要設備の導入を行う場合 機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤役務を安定的に提供するために (当該特定重要設備に当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除 カュ これらを通じて当該特定重要設 又は他の事業者に委託して特定重要設備の維持管理若しくは操作 備 が我が 国 「の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的 (当該特定重要設備 重要であ な提  $\mathcal{O}$ 

供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

 $\mathcal{O}$ 

章及び第九十二条第一項において

「重要維持管理等」

という。

を行わせる場合には、

臣 この章において「導入等計画書」という。)を作成し、 るところにより、 に 居 て特定重 け出 要設 なけ 備 ればならない。 あらかじめ、 の重要維持管理等を行わせることが緊急やむを得ない場合として主務省令で定める場合 ただし、 当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する計画書 他の事業者から特定重要設備の導入を行い又は他の事業者に委託 主務省令で定める書類を添付して、 これを主務大 ( 以 下

導入等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2

には

この

限りでな

主務省令で定め

に

限る。

以下こ

# 一 特定重要設備の概要

一 特定重要設備の導入を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ 導入の内容及び時期

口 特定重要設備の供給者に関する事項として主務省令で定めるもの

ハ 特定重要設備 (I) — 部を構成する設備、 機器、 装置又はプロ グラムであって特定妨害行為 (特定重要

設備 の導入又は重要維持管理等の委託に関して我が 国の外部 から行わ れる特定社会基盤役務 の安定的

な提供 を妨害する行為をいう。 以下この章において同じ。 の手段として使用されるおそれがあるも

のに関する事項として主務省令で定めるもの

特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあっては、 次に掲げる事項

三

イ 重要維持管理等の委託の内容及び時期又は期間

口 重要維持管理等の 委託 の相手方に関する事項として主務省令で定めるもの

ハ 重要維持管理等の 委 託の相 手方が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあって

は、当該再委託に関する事項として主務省令で定めるもの

兀 前三号に掲げるもののほか、 特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に関する事項として主務

省令で定める事 項

3 第一 項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者は、 主務大臣が当該届出を受理した

日 から起算して三十日を経過する日までは、 当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入を行い 、又はで 重要

質等に照らし次項の規定による審査が必要ないと認めるときは、 その 期間 を短縮することができる。

主務大臣 は、 第一 項の規定による導入等計 画 書の届出があった場合において、 当該導入等計画 書に係る

4

維

持管理等を行わせてはならない。

ただし、

主務大臣は、

当該導入又は重要維持管理等

 $\dot{O}$ 

委託

 $\mathcal{O}$ 

規模、

性

特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかどうかを審査するため又は第六項

の規定による勧告若しくは第十項の規定による命令をするため必要があると認めるときは、 当該導入等計

画 書に係る特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を、 当該届出を受理

た日から起算して四月間 に限り延長することができる。

5 主務大臣は、 前項 の規定により特定重要設備の導入を行い 、又は 重要維持管理等を行わせてはならな 期

同項の規定による審査をした結果、

当該延長した期間の満了前に当該特定重

間を延長した場合において、

要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいとはいえないと認めるときは、 当該延長し

た期間を短縮することができる。

6 主務大臣は、 第四項の規定による審査をした結果、 第一項の規定により届け出られた導入等計画書に係

る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいと認めるときは、 当該届出をした

特定社会基盤事業者に対し、 当該導入等計画書の内容の変更その他の特定妨害行為を防止するため必要な

措 置を講じた上で当該導入等計 一画書に係る特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わ せ

きこと又はこれらを中 止すべきことを勧告することができる。 ただし、 当該勧告をすることができる期

間 は 当該届出を受理した日から起算して三十日 (第四項の規定による延長をした場合にあっては、 当該

延長をした期間の満了する日)までとする。

7 前項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者は、 当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、

主務大臣に対し、 当該勧告を応諾するかしないか及び応諾しない場合にあってはその理由を通知しなけれ

ばならない。

8

前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、 当該勧告をされたところに従

で、 V; 告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止しなければならな 当該導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせ、 主務省令で定めるところにより、 当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上 又は当該勧

1

9 り 延長がされた場合にあっては、 カン 届 カン 第七 け わらず、 項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした特定社会基盤事業者は、 出た導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせることができ 第一 項の規定による導入等計 当該延長がされた期間の満了する日) 画書の届出をした日 から起算して三十日 を経過しなくても、 第三項又は第四 (第 四 前項の 項 の規定に 項の規定に 規定によ よる

は ころにより、 1 当該 と認められるときは、 第六項の規定による勧告を受けた特定社会基盤事業者が、 勧告を応諾 当該勧告に係る変更を加えた導入等計画書を主務大臣に届け出た上で、 しない旨の通知をした場合であって当該勧告を応諾しないことについて正当な理由 主務大臣は、 当該勧告を受けた特定社会基盤事業者に対し、 第七項の規定による通知をしなかった場合又 当該導入等計画 主務省令で定め ると 書に がな

10

る。

る。 計 基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等 の委託を中止すべきことを命ずることができる期間 を行わせるべきこと又は当該勧告に係る導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等 画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を中止すべきことを命ずることができ ただし、 当該変更を加えた導入等計画書に基づき特定重要設備の導入を行い若しくは重要維持管理等 は、 第一 項の規定による導入等計画 書  $\overline{\mathcal{O}}$ 届出を受理し

た 日から起算して三十日 (第四項の規定による延長をした場合にあっては、 当該延長をした期間 0 満

る日)までとする。

11 添付して、 持管理等を行わせたときは、 る届出 特定社会基盤事業者は、 書 (第五十四条第五項及び第五十五条第二項において 第二項各号に掲げる事項を記載した当該特定重要設備の導入又は重要維持管理等の委託に 第一項ただし書に規定する場合において特定重要設備の導入を行い又は重要維 遅滞なく、 主務省令で定めるところにより、 「緊急導入等届出書」 同項の主務省令で定める書類を という。) を主務大臣 . 関す

(特定重要設備の導入等に関する経過措置)

に届

け出なければならない。

第五十三条 前条第一 項の規定は、 第五十条第一 項の規定による指定を受けた者については、 当該指定の日

カン ら六月間は、 当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備の導入及び重要維持管理等

の委託に関する限り、適用しない。

2 前条第 項の規定は、 第五十条第 項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要設

備となった設備 機器、 装置又はプロ グラムについては、 当該設備、 機器、 装置又はプ 口 グラムが 特定重

要設備となった日から六月間は、適用しない。

3

前

条第

項の

規

定

は、

同

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$ 

重要維持管理等を定める主務省令の改正により

な った維持管理又は操作については、 当該維持管理又は操作が重要維持管理等となった日から六月間 は、

適用しない。

(導入等計画書の変更等)

第五十四 条 特定社会基盤事 業者は、 第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書 (この法律の規

定による変更をしたときは、 その変更後の € 0, 以下この条及び次条第 項にお いて同じ。 に係る特定

重要設備の導入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間 の終了前に第五十二条第

新たに重要維持管

理等と

り、 大臣に届け出なければならない。 二項各号に掲げる事項につき主務省令で定める重要な変更をする場合には、 あらかじめ、 当該導入等計画書の変更の案を作成し、主務省令で定める書類を添付して、これを主務 ただし、 当該変更をすることが緊急やむを得ない場合として主務省令で 主務省令で定めるところによ

2 第五十二条第二項から第十項までの規定は、 前項の規定による変更の案の届出について準用する。

定める場合には、

この限りでない。

3 遅滞なく、 特定社会基盤事業者は、 主務省令で定めるところにより、 第一項ただし書に規定する場合において同項の規定による変更をしたときは 同項の主務省令で定める書類を添付して、 当該変更の内容を

記載した導入等計画書を主務大臣に届け出なければならない。

第五十二条第一項の規定により届け出た導入等計画書に係る特定重要設備の導

4

特定社会基盤事業者は、

項につき変更 入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しくは行わせる期間の終了前に同条第二項各号に掲げ (第一 項の規定による変更及び主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしたとき又は当該 る事

導入を行った後に同条第二項第二号ハに掲げる事項につき主務省令で定める変更をしたときは、 遅滞な

主務省令で定めるところにより、 当該変更の内容を主務大臣に報告しなければならない。

前各項の規定は、 第五十二条第十一項の規定により届け出た緊急導入等届出書(この法律の規定による

5

変更をしたときは、 その変更後のもの。 次条第二項において同じ。)に係る特定社会基盤事業者について

準用する。 この場合において、 第一項及び前項中 「導入を行う前又は重要維持管理等を行わせる前若しく

「重要維持管理等を」と読み替えるものとする。

(特定重要設備の導入等後等の勧告及び命令)

は」とあるのは、

第五十五

主務大臣は、

前三条の規定により当該導入等計画書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を行うこ

第五十二条第一項の規定による導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者が

とができることとなった後又は行った後、 国際情勢の変化その他の事情の変更により、 当該導入等計画

に係る特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用され、又は使用されるおそれが大きいと認めるに

至ったときは、 当該届出をした特定社会基盤事業者に対し、 当該特定重要設備の検査又は点検の実施 当

該特定重要設備 の重要維持管理等 の委託 の相手方の変更その他特定妨害行為を防止するため必要な措置を

とるべきことを勧告することができる。

2

主務大臣は、 第五十二条第十一項の規定による緊急導入等届出書の届出をした特定社会基盤事業者が前

基盤事業者に対し、 三条の規定により当該緊急導入等届出書に係る特定重要設備の導入若しくは重要維持管理等の委託を行う  $\mathcal{O}$ 手段として使用され、 ことができることとなった後又は行った後、 相 手 方の変更その他特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 当該特定重要設備の検査又は点検の実施、 又は使用されるおそれが大きいと認めるに至ったときは、 当該緊急導入等届出書に係る特定重要設備が特定妨害行為の 当該特定重要設備の 当該届出をした特定社会 重要維持管理等の 委託

3 て準用する。 第五十二条第七項、 第八項及び第十項 (ただし書を除く。) の規定は、 前二項の規定による勧告につい

(勧告及び命令の手続等)

第五十六条 主務大臣は、 第五十二条第六項 (第五十四条第二項 (同条第五項において準用する場合を含

ľ, む。 )若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第五十二条第十項 以下この条において同じ。) において準用する場合を含む。 次項及び第五十八条第二項にお ( 第 五 十四条第一 一項及 て同

び前条第三項にお いて準用する場合を含む。 以下この章及び第八十八条において同じ。) 0) 規定による命

令をするときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

第五十二条第六項から第十項まで、 前条及び前項に定めるもののほか、 第五十二条第四項 (第五十四条

2

第二項において準用する場合を含む。 第八十八条において同じ。)の規定による延長、 第五十二条第五項

(第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による短縮、 第五十二条第六項並びに前

項及び第二項 の規定による勧告並びに第五十二条第十項の規定による命令の手続その他これらに関 し必

要な事項は、政令で定める。

(主務大臣の責務)

第五十七 主務大臣 は、 特定社会基盤事業者に対し、 特定妨害行為の防止に資する情報を提供するよう努

めるものとする。

報告徴収及び立入検査)

第五十八条 主務大臣は、 第五十条第一項の規定による指定を行うために必要な限度において、 特定社会基

盤 事業を行う者に対し、 当該特定社会基盤事業に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

行に必要な限度において、 主務大臣は、 第五十一条、 特定社会基盤事業者に対し、 第五十二条第六項及び第十項並びに第五十五条第 その行う特定社会基盤事業に関し必要な報告若し 項及び第一 二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定の施

2

くは資料の提出を求め、又はその職員に、特定社会基盤事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、 当

該特定社会基盤事業に関し質問させ、若しくは、帳簿、 書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があったとき

は、これを提示しなければならない。

(資料の提出等の要求)

4

第二項の規定による立入検査の権限は、

犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十九条 主務大臣は、 この章の規定を施行するために必要があると認めるときは、 内閣総理大臣 関係

行政機関の長その他の関係者に対し、 資料及び情報の提供、 説明、 意見の表明その他必要な協力を求める

ことができる。

第四章 特定重要技術の開発支援

特定重要技術研究開発基本指針)

第六十条 政府は、 基本方針に基づき、 特定重要技術の研究開 .発の促進及びその成果の適切な活用に関する

基本指針 (以下この章において「特定重要技術研究開発基本指針」という。) を定めるものとする。

特定重要技術研究開発基本指針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

2

- 特定重要技術 の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本的な方向に関する事 項
- 協議会 (第六十二条第一項に規定する協議会をいう。 0) 組 織に関する基本的 な事 項
- 三 指定基金 (第六十三条第一項に規定する指定基金をいう。) の指定に関する基本的 な事 項
- 兀 調 査 研 究 (第六十四条第 項に規定する調査研究をいう。  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関する基本的 な事 項
- 五. 特定 重 一要技術 の研 究開 発 の促進及びその成果の 適切な活用に当たって配 記慮すべ き事
- 六 前各号に掲げるもの 0 ほ か、 特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の 適切な活用に関 し必要な

## 事項

- 3 内 閣 総理大臣は、 特定重要技術研究開発基本指針の案を作成し、 閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内 閣 総 理大臣 は 前項 の規定により 特定重要技術研究開発基本指針の案を作成するときは、 あらかじ
- め 安全保障  $\mathcal{O}$ 確保に関する経済施策、 内 外の 社会経済情勢及び研究開発 の動 向その他特定重要技術  $\mathcal{O}$ 開
- 発支援に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。
- 内 閣 総理大臣は、 第三項の規定による閣 議の決定があったときは、 遅滞なく、 特定重要技術研究開 発基

5

本指針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、 特定重要技術研究開発基本指針の変更について準用する。

(国の施策)

第六十一条 国は、 特定重要技術 (将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端

的な技術 (第六十四条第二項第一号及び第二号において 「先端的技術」という。)のうち、 当該技術若し

くは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若し

くは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場

合において、 国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。 以下この章にお いて同

)の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、特定重要技術研究開発基本指針に基づ

必要な情報の提供、 資金の確保、 人材の養成及び資質の向上その他の措置を講ずるよう努めるものと

する。

(協議会)

第六十二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成二十年法律第六十三号。 次条第

臣 開 当と認め 指 わ 項及び第二項において「活性化法」という。) 第十二条第一項の規定による国の資金により行われる研究 針 れる特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、 (以下この条及び第八十七条第一項において に基づき、 (以下この条及び次条第四項において「研究開発等」という。) に関して当該資金を交付する各大 5 ħ る者 当該 の同意を得て、 特定重要技術 当該者及び当該研究開  $\mathcal{O}$ 研究開 発等に従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相 「研究開発大臣」という。)は、 発大臣により構成される協議会 特定重要技術研究開 当該研究開発等により行 (以下この条にお ||発基本

研究開発大臣は、 協議会を組織するときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣に協議しなければならない。

2

1

7

議会」

という。)

を組織することができる。

3 に 機関の長、 規定する特定重要技術 第一項の規定により協議会を組織する研究開発大臣は、 当該特定重要技術の研究開発等に従事する者、 調 査研究機関をいう。 第六項において同じ。) 特定重要技術調査研究機関 必要と認めるときは、 その他の研究開発大臣が必要と認 協議会に、 (第六十四 国の 関係行政

4 協議会は、 第一 項の目的を達成するため、 次に掲げる事項について協議を行うものとする。

める者をその同

意を得て構成員として加えることができる。

- 当該特定重要技術の研究開発に有用な情報の収集、 整理及び分析に関する事項
- 当該特定重要技術の研究開発の効果的な促進のための方策に関する事項
- 三 当該特定重要技術の研究開発の内容及び成果の取扱い に関する事 項
- 兀 当該: 特定重要技術の研究開発に関する情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項
- 五 その 他当該特定重要技術 の研究開 発の 促進及びその成果の適切な活用に必要な事 項
- 5 協 議会 0 構成員は 前項  $\mathcal{O}$ 協 議の結果に基づき、 特定重要技術の研究開 発に関する情報 での適正 な管理そ
- の他の必要な取組を行うものとする。
- 6 協議会は 第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員又は特定重要技術調査研究
- 開 機関 発の (当該協議会の構成員であるものを除く。 促進及びその成果の適切な活用に関し必要な資料の提出、 以下この項において同じ。)に対し、 説明、 意見の表明その 特定重要技術の 他の協力を求 研究 める
- ことができる。この場合において、 当該構成員及び当該特定重要技術調査研究機関は、 その 求めに応じる
- よう努めるものとする。
- 7 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、 正当な理由がなく、 当該事務に関して知り得た秘密

を漏らし、又は盗用してはならない。

8 前各項に定めるもののほか、 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 協議会が定める。

(指定基金)

第六十三条 内閣総理大臣は、 特定重要技術研究開発基本指針に基づき、 活性化法第二十七条の二第一 項に

規定する基金のうち特定重要技術の 研究開 発の促進及びその成果の適切な活用を目的とするものを指 定基

金として指定することができる。

2 内閣 総理大臣は 前項の指定をするときは、 あらかじめ、 財務大臣、 当該指定基金に係る資金配分機関

(活性化法第二十七条の二第一項に規定する資金配分機関をいう。) を所管する大臣 (第四項及び第八十

七条第一 項において「指定基金所管大臣」という。)その他関係行政機関の長に協議しなければならな

\ \ \

3 玉 は、 予算の範囲内において、 指定基金に充てる資金を補助することができる。

4 指定基金所管大臣は、 内閣総理大臣と共同して、 当該指定基金により行われる特定重要技術の 研究開発

の促進及びその成果の適切な活用を図るため、 当該指定基金により行われる特定重要技術の研究開 発等に

従事する者のうち当該研究開発等を代表する者として相当と認められる者、 当該指定基金所管大臣及び内

閣 総理大臣により構成される協議会(次項において「指定基金協議会」という。)を組織するものとす

る。

5 前条第三項から第八項までの規定は、 指定基金協議会について準用する。 この場合において、 これらの

規定中 「協議会」 とあるの は 「指定基金協議会」と、 同条第三項中 「研究開発大臣」 とあるのは 「指 定基

金所管大臣及び内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

(調査研究)

第六十四条 内閣総理大臣は、 特定重要技術研究開発基本指針に基づき、 特定重要技術の研究開発の促進及

びその成果の適切な活用を図るために必要な調査及び研究 (次項及び第三項において「調査研究」 とい

う。)を行うものとする。

2 内閣 総理大臣は、 調査研 究の全部又は一部を、 その 調査研究を適切に実施することができるものとして

次に掲げる基準に適合する者 (法人に限る。) に委託することができる。

先端的技術に関する内外の社会経済情勢及び研究開発の動向の専門的な調査及び研究を行う能力を有

すること。

先端的技術に関する内外の情報を収集し、 整理し、 及び保管する能力を有すること。

三 内外の科学技術に関する調査及び研究を行う機関、 科学技術に関する研究開発を行う機関その他の内

外の関係機関と連携する能力を有すること。

兀 情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。

関係行政 機関の長は、 前項 の規定による委託を受けた者 (次項において 「特定重要技術調査研究機関

当該委託に係る調査研究を行うために必要な情報及び資料の提供を行う

3

ことができる。

という。)からの求めに応じて、

4 特定重要技術調査研究機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、 当該

委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第五章 特許出願の非公開

(特許出願非公開基本指針)

第六十五条 政府は、 基本方針に基づき、 特許法 (昭和三十四年法律第百二十一号) の出願公開の特例に関

する措置、 同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、 特許請求の範囲又は図面

の章において「明細書等」という。)に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより

外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい 発明に係る情報

(以下この条において「特許出願の非公開」という。)

に関する基本指針

以下この条にお いて 「特許出願非公開基本指針」という。) を定めるものとする。

一 特許出願の非公開に関する基本的な方向に関する事項

2

特許

出

願非公開基本指針においては、

次に掲げる事項を定めるものとする。

の流

出

を防っ

止するため

の措置

次条第一項の規定に基づき政令で定める技術の分野に関する基本的な事項

三 保全指定 (第七十条第二項に規定する保全指定をいう。 次条第一項及び第六十七条において同じ。)

に関する手続に関する事項

兀 前三号に掲げるもの 0) ほ か、 特許 出願 の非公開に関し必要な事 項

3 内 閣 総理大臣 は 特許 出 願非公開基本指針 の案を作成し、 閣議 の決定を求めなければならない。

内 閣 総理大臣は、 前項の規定により特許出願非公開基本指針の案を作成するときは、 あらかじめ、 安全

4

保障の確保に関する経済施策、 産業技術その他特許出願の非公開に関し知見を有する者の意見を聴くとと

もに、産業活動に与える影響に配慮しなければならない。

5 内 閣 総理大臣は、 第三項の規定による閣議の決定があったときは、 遅滞なく、 特許出願非公開基本指針

を公表しなければならない。

6 前三項 の規定 は、 特許出 願非公開基本指針の変更について準用する。

(内閣総理大臣への送付)

第六十六条 特許庁長官は、 特許出願を受けた場合において、 その明細書等に、 公にすることにより外部か

ら行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術

の分野として国際特許分類 (国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブール協定第

この項において 条に規定する国際特許分類をいう。)又はこれに準じて細分化したものに従い政令で定めるもの 「特定技術分野」という。)に属する発明 (その発明が特定技術分野のうち保全指定をし ( 以 下

た場合に産業の発達に及ぼす影響が大きい と認められる技術の分野として政令で定めるものに属する場合

にあっては、 政令で定める要件に該当するものに限る。 が記載されているときは、 当該特許出願 の日か

保全審査をいう。 の発明に関する技術の水準若しくは特徴又はその公開の状況に照らし、 るところにより、 ら三月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までに、 当該特許出願に係る書類を内閣総理大臣に送付するものとする。 次項において同じ。)に付する必要がないことが明らかであると認めるときは、 保全審査 内閣府令・経済産業省令で定め (次条第一項に規定する ただし、 当該発明がそ これを

2 民 ろにより、 をしたことにより保全審査に付され、 特許 の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいものであるとして、 出 願 保全審査に付することを求める旨の申出があったときも、 人から、 特許出願とともに、 次条第九項の規定による通知を受けたことがある者又はその者から その明細書等に記載した発明が公にされることにより国家及び国 内閣府令・経済産業省令で定めるとこ 前項と同様とする。 過去にその申出

送付しないことができる。

特許を受ける権利を承継した者が当該通知に係る発明を明細書等に記載した特許出願をしたと認められる

3 特許庁長官は、 第一項本文又は前項の規定による送付をしたときは、 その送付をした旨を特許出願人に

通知するものとする。

ときも、

同様とする。

4

第一項に規定する特許出願が次の表の上欄に掲げる特許出願である場合における同項の規定の適用につ

いては、 同項中「当該特許出願の日」とあるのは、 同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に

掲げる日 (当該特許出願が同表の上欄に掲げる区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る

同表の下欄に定める日のうち最も遅い日)とする。

当該特許出願に係る特許法第三十八条の四第三項	特許法第三十八条の四第四項ただし書の場合(同
関する書類が提出された日	
に規定する明細書及び図面並びに先の特許出願に	りした特許出願
当該特許出願に係る特許法第三十八条の三第三項	特許法第三十八条の三第一項に規定する方法によ
当該翻訳文が現に提出された日)	
合にあっては、同条第七項の規定にかかわらず、	
は第六項の規定により当該翻訳文が提出された場	
に規定する翻訳文が提出された日(同条第四項又	面出願
当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項	特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書

条第五項に規定する場合を除く。) における同条	に規定する明細書等補完書が提出された日
第二項の補完をした特許出願	
特許法第四十四条第一項に規定する新たな特許出	当該特許出願に係る特許法第四十四条第一項の規
順	定による特許出願の分割の日
特許法第四十六条第一項の規定による出願の変更	当該特許出願に係る特許法第四十六条第一項の規
に係る特許出願	定による出願の変更の日

5 特許法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願については、 第一項本文又

は第二項の規定は、適用しない。

6 めるときは、 特許庁長官は、第一項本文又は第二項の規定による送付をするかどうかを判断するため必要があると認 特許出願人に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

特許庁長官が第一項本文若しくは第二項の規定による送付をする場合に該当しないと判断し、 若しくは

7

当該送付がされずに第一項本文に規定する期間が経過するまでの間又は内閣総理大臣が第七十一条若しく は第七十七条第二項の規定による通知をするまでの間は、 特許法第四十九条、 第五十一条及び第六十四条

第一項の規定は、適用しない。

8 特許庁長官は、 第一項本文又は第二項の規定による送付をしてから第七十条第一項又は第七十一条の規

定による通知を受けるまでの間に特許出願の放棄又は取下げがあったときは、その旨を内閣総理大臣 に通

知しなけ ればならない。 第一 項本文又は第二項の規定による送付をしてから第七十一条又は第七十七 条第

二項 の規定による通知を受けるまでの間に特許法第三十四条第四項又は第五項の規定による承継  $\mathcal{O}$ 届 出

が

あったときも同様とする。

9 特許庁 長官は、 第 一項本文又は第一 一項の規定による送付をしてから第七十条第 項又は第七十 条の規

定による通知を受けるまでの間に特許出願を却下するときは、あらかじめ、 その旨を内閣総理大臣に 通知

するものとする。

10 特許庁長官は、 第一項本文又は第二項の規定による送付をする場合に該当しないと判断した場合におい

て、 特許 出 願人から内閣府令 ・経済産業省令で定めるところにより申 出があったときは、 これらの項の規

定による送付をしな い旨の判断をした旨を特許出願 人に 通知するものとする。

11 第一 項の規定は、 同項の規定に基づく政令の改正により新たに同項本文に規定する発明に該当すること

となった発明を明細書等に記載した特許出願であって、その改正の際現に特許庁に係属しているものにつ

いては、適用しない。

(内閣総理大臣による保全審査)

第六十七条 内閣総理大臣は、 前条第一項本文又は第二項の規定により特許出願に係る書類の送付を受けた

ときは、 内閣府令で定めるところにより、 当該特許出願に係る明細書等に公にすることにより外部から行

わ れる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい 発明が記載され、 かつ、 そ

 $\mathcal{O}$ おそれ の程度及び保全指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その 他の事情を考慮し、 当該 発明 に係

る情報の保全 (当該情報が外部に流出しないようにするための措置をいう。 第七十条第一項にお į١ て同

をすることが適当と認められるかどうかについての審査 (以下この章において「保全審査」 とい

う。<br />
)をするものとする。

2 内閣総理大臣は、 保全審査 のため必要があると認めるときは、 特許出願人その他の関係者に対し、 資料

の提出及び説明を求めることができる。

3

内閣 総理大臣は、 保全審査をするに当たっては、 必要な専門的知識を有する国の機関に対し、 保全審査

に必要な資料又は情報の提供、 説明その他必要な協力を求めることができる。

4 識 合においては、 を有する者に対し、 内 閣総理大臣は、 当該専門的知識を有する者に発明の内容が開示されることにより特許出願 前項の規定により十分な資料又は情報が得られないときは、 必要な資料又は情報の提供、 説明その他必要な協力を求めることができる。 国の機関以外の専門的知 派人の利 益が害さ

れ

ない

. よう、

当該専門的

知識を有する者の選定につい

て配慮しなければならない。

5 提供、 明 出がある場合には、 の内容を開示することができる。この場合においては、 内 閣 説明その他必要な協力を求めるに当たり、 総 理大臣 は その者及びその補助者。 前項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により国 の機関以外 以下この項において同じ。) 必要が の専門的 あると認めるときは、 その者に対し、 知 識 を有する者に対し あらかじめ、第八項の規定 に明細書等に記載されてい その者 必要な資料又は ( 補 助 者の 使用 情 の適 る発 の申 報  $\mathcal{O}$ 

6 内閣 総理大臣は、 保全指定をするかどうかの判断をするに当たり、 必要があると認めるときは、 あらか

当該開示を受けることについての同意を得なければならない。

じめ、関係行政機関の長に協議することができる

用を受けることについて説明した上、

7

第四項及び第五項の規定は、 前項の規定により協議を受けた関係行政機関の長について準用する。 こ の

場合において、 第四項中 「前項の規定により十分な資料又は情報が得られないとき」とあるのは、 「第六

項の規定による協議に応ずるための十分な資料又は情報を保有していないとき」と読み替えるものとす

る。

8 保全審査に関与する国の機関の職員及び第五項 (前項において準用する場合を含む。) の規定により発

明 の内 容 の開示を受けた者は、 正当な理由がなく、 当該発明の内容に係る秘密を漏らし、 又は盗用しては

ならない。

9 内閣 総理大臣は、 保全指定をしようとする場合には、 特許出願人に対し、 内閣府令で定めるところによ

り、 第七十条第一項に規定する保全対象発明となり得る発明の内容を通知するとともに、 特許出願を維持

する場合には次の各号に掲げる事項について記載した書類を提出するよう求めなければならない。

一 当該通知に係る発明に係る情報管理状況

特許出 願人以外に当該通知に係る発明に係る情報の取扱いを認めた事業者がある場合にあっては、 当

該事業者

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

特許 出願人は、 特許出願を維持する場合には、 前項の規定による通知を受けた日から十四日以内に、 内

10

閣 府令で定めるところにより、 同項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

11 内 閣 総理大臣は、 前項の規定により提出された書類の記載内容が相当でないと認めるときは、 特許出願

人に対し、 相当の期間を定めて、 その補正を求めることができる。

(保全審査中の発明公開の禁止)

第六十八条 特許出願 人は、 前条第 九項 の規定による通知を受けた場合は、 第七十条第一項又は第七十一条

0) 規定に よる通知を受けるまでの 間 は、 当該 前 条第九項の規定による通知に係る発明  $\hat{O}$ 内容を公開 こては

ならない。 ただし、 特許出願を放棄し、 若しくは取り下げ、 又は特許出願が却下されたときはこの限りで

ない。

(保全審査の打切り)

第六十九条 内閣 総理大臣 は、 特許 出願人が第六十七条第十項に規定する期間内に同条第九項に規定する書

類を提出せず、 若しくは同条第十一 項の規定により定めら ħ た期間 内 に同 項  $\mathcal{O}$ 規定による補正 を行 わ な

カン ったとき、 前条の規定に違反したと認めるとき、又は不当な目的でみだりに第六十六条第二項 前段 で が 規

定による申出をしたと認めるときは、 保全審査を打ち切ることができる。

2 理 由 内閣総理大臣は、 を通知し、 相当の期間を指定して、 前項の規定により保全審査を打ち切るときは、あらかじめ、 弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。 特許出願人に対し、その

3 内閣総理大臣は、 第一項の規定により保全審査を打ち切ったときは、 その旨を特許庁長官に通知するも

のとする。

4 特許庁長官は、 前項の規定による通知を受けたときは、 特許出願を却下するものとする。

(保全指定)

第七十条 内閣総理大臣は、 保全審査の結果、 第六十七条第一項に規定する明細書等に公にすることにより

れ、 かつ、そのおそれの程度及び指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響その他の事情を考慮し、 外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が記載さ

発明に係る情報の保全をすることが適当と認めたときは、 内閣府令で定めるところにより、 当該発明を保

全対象発明として指定し、 特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

内閣総理大臣は、 前項の規定による指定 (以下この章及び第八十八条において「保全指定」という。)

2

をするときは、 当該保全指定の日から起算して一年を超えない範囲内においてその保全指定の期間を定め

るものとする。

3 内 閣 総理大臣は、 保全指定の期間 (この項の規定により保全指定の期間を延長した場合には、

後 の期間。 以下この章において同じ。)が満了する日までに、 保全指定を継続する必要があるかどうかを

判断 しなければならない。 この場合において、 継続する必要があると認めるときは、 内 閣 府令で定めると

一年を超えな い範囲内において保全指定の期間を延長することができる。

規定は、

前項前段の規定による判断をする場合について準用する。

4

第六十七条第二項から第八項までの

この場合において、 同条第四項及び第八項中 「発明」とあり、 並びに同条第五項中 「明細書等に記載され

ている発明」とあるのは、 「保全対象発明」と読み替えるものとする。

5 内閣 総理大臣は、 第三項後段の規定による延長をしたときは、 その旨を第一項の規定による通知を受け

た特許出願 人 (通知後に特許を受ける権利の移転が あったときは、 その承継人。 以下この章において 「指

定特許 出 願 Ĺ という。) 及び特許庁長官に通知するものとする。

(保全指定をしない場合の通知)

第七十一条 内閣総理大臣は、 保全審査の結果、 保全指定をする必要がないと認めたときは、 その旨を特許

出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

(特許出願の取下げ等の制限)

第七十二条 指定特許出願人は、 第七十七条第二項の規定による通知を受けるまでの間は、 特許出願を放棄

し、又は取り下げることができない。

年

法律第百二十三号)

第十条第一項及び意匠法

(昭

和三十四年法律第百二十五号)

第十三条第一

項の

規定

2 指定特許 . 出願. が人は、 第七十七条第一 三項 の規定による通知を受けるまでの間は、 実用新案法 韶 和三十四

に かかわらず、 特許出願を実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更することができない。

(保全対象発明の実施の制限)

指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内

容を職務上知り得た者であって当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、 当該 保全

対象発明  $\mathcal{O}$ 実施 (特許法第二条第三項に規定する実施をいう。 以下この章及び第九十二条第 項第六号に

お いて同じ。)をしてはならない。 ただし、 指定特許出願人が当該実施について内閣総理大臣 .の許可を受

けた場合は、この限りでない。

- 2 その他内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 前項ただし書の規定による許可を受けようとする指定特許出願人は、 許可を受けようとする実施の内容
- 内閣総理大臣は、 第一項ただし書の規定による許可の申請に係る実施により同項本文に規定する者以外

3

の者が保全対象発明の内容を知るおそれがないと認めるときその他保全対象発明に係る情報の 漏 えい · の防

止 の観点か ら内閣 総 理大臣が適当と認めるときは、 同項ただし書の規定による許可をするものとする。

4 第一項ただし書の規定による許可には、 保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要な条件を

付することができる。

5 第六十七条第二項から第五項まで及び第八項の規定は、第三項の規定による許可をするかどうかの判断

第五項中 をする場合について準用する。この場合において、 「明細書等に記載されている発明」とあるのは、 同条第四項及び第八項中 「保全対象発明」と読み替えるものとする。 「発明」とあり、 並 がに同

6 内閣 総 理大臣は、 指定特許出願 人が第一項の規定又は第四項の規定により許可に付された条件に違反し

て保全対象発明の実施をしたと認める場合であって、 特許出願が却下されることが相当と認めるときは

その旨を特許庁長官及び指定特許出願人に通知するものとする。 指定特許出願人が第七十五条第一 項に規

定する措置を十分に講じていなかったことにより、 指定特許出願人以外の者が第一項の規定又は第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明の実施をした場合も同様とする。

7 内閣 総理大臣は、 前項の規定による通知をするときは、 あらかじめ、 指定特 許出 願人に対し、 その 理由

を通 知 相当の 期間を指定して、 弁明を記載した書面を提出する機会を与えなけ ればならない。

8 特許庁 長官は、 第六項  $\mathcal{O}$ 規定による通知を受けた場合には、 第七十七条第二項の規定による通知を待

て、特許出願を却下するものとする。

(保全対象発明の開示禁止)

第七十四条 指定特許出願人及び保全対象発明の内容を特許出願人から示された者その他保全対象発明の内

容を職 務上 知り得た者であって当該保全対象発明について保全指定がされたことを知るものは、 正当な理

由 が ある場合を除き、 保全対象発明 ての内容を開示してはならない。

2

であって、 内 閣 総理大臣は、 特許出願が却下されることが相当と認めるときは、 指定特許出願 人が 前項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に違反して保全対象発明 その旨を特許庁長官及び指定特許出願  $\widehat{\mathcal{O}}$ 内容を開示したと認める場合

通知するものとする。 指定特許出願人が次条第一項に規定する措置を十分に講じていなかったことによ

り、 指定特許出願人以外の者が前項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示した場合も同様とする。

3 前条第七項及び第八項の規定は、 前項の規定による通知について準用する。

(保全対象発明の適正管理措置)

第七十五条 指定 特許出 1願人は、 保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対

象発明に係 る情 報 Ö 漏 えい  $\mathcal{O}$ 防 止 のために必要か つ適切なものとして内閣府令で定める措置 を講じ、 及び

保全対象発明に係る情報  $\overset{\cdot \cdot \cdot}{O}$ 取 扱い を認めた事業者 (以下この章において 「発明共有事業者」という。 を

して、その措置を講じさせなければならない。

2 発明共有事業者は、 指定特許出願人の指示に従い、 前項に規定する措置を講じなければならない。

(発明共有事業者の変更)

第七十六条 指定特許 出願人は、 第六十七条第九項第二号に規定する事業者として同項に規定する書類 に記

載 した事業者以外の事業者に新たに保全対象発明に係る情報の 取 扱い を認めるときは、 あらかじめ、 内閣

府令で定めるところにより、 内閣総理大臣 の承認を受けなければならない。

指定特許出願人は、 前項の場合を除き、発明共有事業者に保全対象発明に係る情報の取扱いを認めるこ

2

とをやめたときその他発明共有事業者について変更が生じたときは、 内閣府令で定めるところにより、 遅

滞なく、 その変更の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(保全指定の解除等)

第七十七条 内閣総理大臣は、 保全指定を継続する必要がないと認めたときは、 保全指定を解除するものと

する

2 内閣 総理大臣は、 前項の規定により保全指定を解除したとき又は保全指定の期間が満了したときは、 そ

の旨を指定特許出願人及び特許庁長官に通知するものとする。

3 第六十七条第二項から第八項までの規定は、 第一項の規定により保全指定を解除する場合について準用

する。この場合において、 同条第四項及び第八項中 「発明」とあり、並びに同条第五項中 「明細書等に記

載されている発明」 とあるのは、 「保全対象発明」 と読み替えるものとする。

(外国出願の禁止)

第七十八条 何人も、 日本国内でした発明であって公になっていないものが、 第六十六条第一項本文に規定

場合であって、 協力条約に基づく国際出願をいい、 家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかである旨の回答を受けた場合を除き、 する発明であるときは、次条第四項の規定により、公にすることにより外部から行われる行為によって国 同じ。)をしてはならない。 を記載した外国出願 当該 特許 (外国における特許出願及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許 出 願 ただし、 の日から十月を超えない範囲内において政令で定める期間を経過したとき 政令で定めるものを除く。 我が国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしている 以下この章及び第九十四条第一項において 当該発明

内に同条第三項の規定による通知が発せられなかったとき及び同条第十項、第七十一条又は前条第二項 規定による通知を受けたときにおける当該特許出願に係る明細書等に記載された発明については、 又は当該特許出願を放棄し、若しくは取り下げたときを除く。)、第六十六条第一項本文に規定する期間 この限  $\widehat{\mathcal{O}}$ 

(第七十条第一項の規定による通知を受けたとき及び当該期間を経過する前に当該特許

2 明 指定特許出願 とあるのは、 人に対する前項の規定 「第六十六条第一項本文に規定する発明 の適用については 同項中 (第七十条第一項の規定による通知を受けた特 「第六十六条第一項本文に規定する発

りでない。

出願が却下され

許出願に係る明細書等に記載された発明にあっては、 保全対象発明)」とする。

3 第一項ただし書に規定する特許出願が次の表の上欄に掲げる特許出願である場合における同項ただし書

応じそれぞれ同表の下欄に掲げる日 の規定の適用については、 同項ただし書中「当該特許出願の日」 (当該特許出願が同表の上欄に掲げる区分の二以上に該当するとき とあるのは、 同表の上欄に掲げる区分に

は、 その該当する区分に係る同表の下欄に定める日のうち最も遅い日)とする。

特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書	当該特許出願に係る特許法第三十六条の二第二項
面出願	に規定する翻訳文が提出された日(同条第四項又
	は第六項の規定により当該翻訳文が提出された場
	合にあっては、同条第七項の規定にかかわらず、
	当該翻訳文が現に提出された日)
特許法第三十八条の三第一項に規定する方法によ	当該特許出願に係る特許法第三十八条の三第三項
りした特許出願	に規定する明細書及び図面並びに先の特許出願に
	関する書類が提出された日

定による出願の変更の日	に係る特許出願
当該特許出願に係る特許法第四十六条第一項の規	特許法第四十六条第一項の規定による出願の変更
	第二項の補完をした特許出願
に規定する明細書等補完書が提出された日	条第五項に規定する場合を除く。)における同条
当該特許出願に係る特許法第三十八条の四第三項	特許法第三十八条の四第四項ただし書の場合(同

4 合において、 特許庁長官は、 当該特許出願に係る明細書等に第六十六条第一項本文に規定する発明が記載されているとき 特許法第百八十四条の三第一 項の規定により特許出願とみなされる国際出願を受けた場

は、

その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

5 あって、 める場合又は前項の規定による通知に係る国際出願が第 受ける権利の移転があったときは、その承継人を含む。) 内 閣総理大臣は、 当該特許出願が却下されることが相当と認めるときは、 特許庁長官が第六十六条第三項の規定による通知をした特許出願人 一項の規定に違反するものであると認める場合で が第一項の規定に違反して外国出願をしたと認 その旨を特許庁長官及び特許出願人に通 (通知後に特許を

知するものとする。

6 第七十三条第七項の規定は、 前項の規定による通知について準用する。

7 特許庁長官は、 第五項の規定による通知を受けたときは、 特許出願を却下するものとする。ただし、そ

出願を却下するものとする。

の特許出願が保全指定がされたものである場合にあっては、

前条第二項の規定による通知を待って、

(外国出願の禁止に関する事前確認)

第七十九条 第六十六条第一 項本文に規定する発明に該当し得る発明を記載した外国出願をしようとする者

は、 我が] 国において明細書等に当該発明を記載した特許出願をしていない場合に限り、 内閣 府令 経済産

業省令で定めるところにより、 特許庁長官に対し、 その外国出願が前条第一項の規定により禁止されるも

のかどうかについて、確認を求めることができる。

2 本文に規定する発明に該当しないときは、 特許庁長官は、 前項の規定による求めを受けた場合において、 遅滞なく、 その旨を当該求めをした者に回答するものとする。 当該求めに係る発明が第六十六条第一項

3 特許庁長官は、 第一項の規定による求めを受けた場合において、 当該求めに係る発明が第六十六条第

項本文に規定する発明に該当するときは、 遅滞なく、 内閣総理大臣に対し、 公にすることにより外部から

行われる行為により国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかかどうかにつき確認を求

めるものとする。この場合において、 当該確認を求められた内閣総理大臣は、 遅滞なく、 特許庁長官に回

答するものとする。

4 特許庁長官は、 前項の規定により回答を受けたときは、 遅滞なく、 第一項の規定による求めをした者に

対し、 当該求めに係る発明が第六十六条第一項本文に規定する発明に該当する旨及び当該回答の内容を回

答するものとする。

5 第一項の規定により確認を求めようとする者は、 手数料として、一件につき二万五千円を超えない範囲

内で政令で定める額を国に納付しなければならない。

6 前項の規定による手数料の納付は、 内閣府令・経済産業省令で定めるところにより、収入印紙をもって

なければならない。 ただし、 内閣府令・経済産業省令で定める場合には、 内閣府令・経済産業省令で定

めるところにより、現金をもって納めることができる。

7 前条第一 項の規定 の適用の有無については、 産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号) 第七条

の規定は、適用しない。

## (損失の補償)

第八十条 国は、 保全対象発明 (保全指定が解除され、 又は保全指定の期間が満了したものを含む。)につ

て、第七十三条第一項ただし書の規定による許可を受けられなかったこと又は同条第四項の規定により

その許可に条件を付されたことその他保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対して、 通常生ずべ

き損失を補償する。

2 前項 0 規 定による補償を受けようとする者は、 内閣府令で定めるところにより、 内閣総理大臣にこれ

請求しなければならない。

3 内閣 総理大臣は、 前項 の規定による請求があったときは、 補償すべき金額を決定し、 これを当該請求者

に通知しなければならない。

4 第六十七条第二項から第四項まで及び第五項前段の規定 (保全指定の期間内にあっては、これらの規定

 $\mathcal{O}$ ほ か、 同 項後段及び第八項 の規定) は、 内閣総理大臣が前項の 規定による決定をする場合について 淮用

する。この場合において、 同条第四項及び第八項中 「発明」 とあ ŋ , 並び に同条第五項中 明 細 書等に記

載されている発明」 とあるのは、 「保全対象発明 (保全指定が解除され、 又は保全指定の期間が満了した

ものを含む。)」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定による決定に不服がある者は、 その通知を受けた日から六月以内に訴えをもって補償すべ

き金額の増額を請求することができる。

6 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(後願者の通常実施権)

第八十一条 指定特許出願人であって、 保全指定がされた他の特許出願について出願公開がされた日前に、

第六十六条第七項の規定により当該出 願公開がされなかったため、 自己の特許出願に係る発明が · 特 許 :

二十九条の二の規定により特許を受けることができないものであることを知らないで、 日本国内にお いて

当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、

その実施又は準備をし

ている発明及び事業の目的 の範囲内において、 その特許出願について拒絶をすべき旨の査定又は審決が 確

定した場合における当該他の特許出願に係る特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権

を有する。

2

前項に規定する他の特許出願に係る特許権又は専用実施権を有する者は、 同項の規定により通常実施権

を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

## (特許法等の特例)

第八十二条 特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願について、 特許庁長官が第

六十九条第四項、 第七十三条第八項 (第七十四条第三項において準用する場合を含む。) 又は第七十八条

第七項の規定によりその優先権の主張の基礎とした特許出願を却下した場合には、 当該優先権  $\mathcal{O}$ 主張 はそ

の効力を失うものとする。

2 保全指定がされ た特許出願を基礎とする特許法第四十一条第 項の規定による優先権の主張を伴う特許

出 願がされた場合における同法第四十二条第一項の規定の適用については、 同項中 「経済産業省令で定め

て、 る期間を経過した時」とあるのは、 経済施策を一 体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 「経済産業省令で定める期間を経過した時又は当該先の出願につい (令和四年法

号) 第七十七条第二項の規定による通知を受けた時 のうちいずれか遅い時」とする。

3 保全指定がされた場合における特許法第四十八条の三第一項の 規定の適用については、 同 .項中 「その日

から三年以内に」とあるのは、 「その日から三年を経過した日又は経済施策を一 体的に講ずることによる

安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第

号) 第七十七条第二項の規定による通知を受

けた日から三月を経過した日のうちいずれか遅い日までに」とする。

4

保全指定がされた場合における特許法第六十七条第三項の規定の適用については、

同項中

「次の各号に

掲げる期間」 とあるのは、 「次の各号に掲げる期間及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の

確保の推進に関する法律(令和四年法律第

年法律第 号)第七十条第一項の規定による通知を受けた日

カン

ら同

法第七十七条第二項 の規定による通知を受けた日までの期間」

5 特許庁長官は、 実用新案法第五条第一項の規定による実用新案登録出願を受けた場合において、

用 新案登録出願 に係る明細書、 実用新案登録請求の範囲又は図 面に保全対象発明が記載されているとき

は、 同法第十四条第二項の規定にかかわらず、 その保全指定が解除され、 又は保全指定の期間が満了する

まで、 同項の規定による実用新案権の設定の登録をしてはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第八十三条 内閣 総理大臣は、 この章 中の規定  $\mathcal{O}$ 施行に必要な限度において、 指定特許出願人及び発明共有事

業者に対し、 保全対象発明の取扱いに関し、 必要な報告若しくは資料の提出を求め、 又はその職員に、 当

該者の事務所その他必要な場所に立ち入り、 保全対象発明の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿、 書類

その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の請求があったとき

は、これを提示しなければならない。

犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告及び改善命令)

3

第一

項の規定による立入検査の権限は、

第八十四 条 内閣総理大臣は、 指定特許出願人又は発明共有事業者が第七十五条の規定に違反した場合にお

いて保全対象発明に係る情報の漏えいを防ぐため必要があると認めるときは、当該者に対し、 同条第 一項

に規定する措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 か 内閣 ったときは、 総理大臣は、 当該者に対し、 前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらな その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣 総理大臣は、 前二項の規定にか かわらず、 指定特許出願人又は発明共有事業者が第七 十五条の規定

に違反した場合において保全対象発明の漏えいのおそれが切迫していると認めるときは、 当該者に対し、

同条第一項に規定する措置をとるべきことを命ずることができる。

(送達)

第八十五条 この章に規定する手続に関し送達する書類は、 この法律に規定するもののほか、 内閣府令・経

済産業省令で定める。

2 特許法第百九十条から第百九十二条までの規定は、 前項の送達について準用する。

第六章 雑則

(主務大臣等)

第八十六条 第二章における主務大臣は、 特定重要物資の生産、 輸入又は販売の事業を所管する大臣とす

る。 ただし、次の各号に掲げる規定における主務大臣は、 当該各号に定める大臣とする。

第二章第三節及び第四十八条第五項の規定 内閣総理大臣及び財務大臣

第三十条及び第四十八条第二項の規定 特定重要物資等の生産、 輸入又は 販売の事業を所管する大臣

三 第二章第六節 (第三十四条第五項を除く。) 及び第四十八条第四項の規定 内閣総理大臣及び特定重

要物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣

兀 第二章第七節の規定 別表に掲げる独立行政法人を所管する大臣 (特定重要物資の生産、 輸入又は販

売の事業を所管する大臣に限る。)

五. 第四十六条及び第四十八条第一項の規定 物資の生産、 輸入又は販売の事業を所管する大臣

2 第三章における主務大臣は、 特定社会基盤事業を所管する大臣とする。

(権限の委任)

3

第二章及び第三章における主務省令は、

前二項で定める主務大臣の発する命令とする。

第八十七条 この法律に規定する主務大臣、 研究開発大臣及び指定基金所管大臣の権限は、 政令で定めると

ころにより、その一部を政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、 この法律の規定による権限 (金融庁の所掌に係るものに限り、 政令で定めるものを除

)を金融庁長官に委任する。

3 金融庁長官は、 政令で定めるところにより、 前項の規定により委任された権限の一 部を財務局長又は財

務支局長に委任することができる。

(行政手続法の適用除外)

第八十八条 第五十二条第四項の規定による延長、 同条第十項の規定による命令、 保全指定、 第七十条第三

項の規定による延長、第七十三条第一項ただし書の規定による許可及び第七十六条第一項の規定による承

認については、 行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第二章及び第三章の規定は適用しない。

#### (経過措置)

第八十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、 又は改廃する場合においては、 その命令で、 その制定

又は改廃に伴い 合理的に必要と判断される範囲内にお į١ て、 所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含

む。)を定めることができる。

# (国際約束の誠実な履行)

第九十条 この法律の施行に当たっては、 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げるこ

とがないよう留意しなければならない。

(命令への委任)

第九十一条 この法律に定めるもののほか、 この法律を実施するため必要な事項は、 命令で定める。

#### 第七章 罰則

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは

百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十二条第一項又は第五十四条第一項 (同条第五項において準用する場合を含む。) の規定に違反

して届出をせず、 又は虚偽の届出をして、 特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせたと

き。

第五十二条第三項 (第五十四条第二項 (同条第五項において準用する場合を含む。以下この項におい

て同じ。)において準用する場合を含む。) の規定に違反して第五十二条第三項本文に規定する期間

(同条第四項 (第五十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により延長され又は第五十二

条第三項ただし書若しくは同条第五項(これらの規定を第五十四条第二項において準用する場合を含

む。)の規定により短縮された場合には、 当該延長され、又は短縮された期間) 中に特定重要設備の導

入を行い又は重要維持管理等を行わせたとき。

三 第五十二条第八項 (第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。) の規定

に違反して特定重要設備の導入を行い又は重要維持管理等を行わせたとき。

第五十二条第十項 (第五十四条第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。)又は第

兀

八十四条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第五十二条第十一項又は第五十四条第三項 (同条第五項において準用する場合を含む。) の規定によ

る届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第七十三条第一項の規定又は同条第四項の規定により許可に付された条件に違反して保全対象発明

 $\vec{O}$ 

実施をしたとき。

六

七 偽りその他不正 の手段により第七十三条第一項ただし書の規定による許可又は第七十六条第一項の規

定による承認を受けたとき。

八 第七十四条第一項の規定に違反して保全対象発明の内容を開示したとき。

2 前項第六号及び第八号の罪の未遂は、罰する。

3 第一項第六号及び第八号の罪は、 日本国外においてこれらの号の罪を犯した者にも適用する。

第九十三条 第四十八条第一 項の規定による報告又は資料の提出 で求めに係る事務に関して知 り得た秘密を

正当な理由がなく漏らし、 又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十四条 第七十八条第一項の規定に違反して外国出願をしたとき(第九十二条第一項第八号に該当する

ときを除く。)は、 当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、

これを併科する。

2 前項 の罪は、 日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(第六十三条第五項において準用する場合を含む。) 又は第六十四

第四項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者

第三十七条、

第六十二条第七項

第六十七条第八項 (第七十条第四項、 第七十三条第五項、 第七十七条第三項及び第八十条第四項にお

1 て準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らし、 又は盗用した者(第九十二条第一項第六

号又は第八号に該当する違反行為をした者を除く。)

2 前項第二号の罪は、 日本国外において同号の罪を犯した者にも適用する。

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処

する。

第二十条又は第三十八条の規定に違反して帳簿を備えず、 帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記

載をし、 又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第二十二条第一項又は第四十条第一項の規定による届出をせず、

供給確保促進業務若しくは安定供給

確保支援業務の全部若しくは一部を休止し、 若しくは廃止し、 又は虚偽の届出をしたとき。

第四十八条第四項又は第五十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、 又は虚偽の報

告をし、 若しくは虚偽の資料を提出したとき。

兀

三

第四十八条第五項から第七項まで、 第五十八条第一 一項又は第八十三条第一項の規定による報告若しく

は資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、 又は当該職員の質問に

対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五. 第五十条第三項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をしたとき。

六 第五十四条第四 項 (同条第五項において準用する場合を含む。) の規定による報告をせず、 又は虚偽

の報告をしたとき。

第九十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務

に関して、 第九十二条第一項各号、 第九十四条第一項又は前条各号の違反行為をしたときは、 行為者を罰

するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、 百

万円以下の過料に処する。

第十五条第二項の規定による認可を受けないで供給確保促進円滑化業務実施方針を定め、 又は変更し

たとき。

第十九条第二項の規定による認可を受けないで同条第一項の協定を締結し、 又は変更したとき。

第九十九条 第三十四条第四項又は第四十三条第三項において読み替えて準用する独立行政法人通則法第四

十七条の規定に違反して安定供給確保支援法人基金又は安定供給確保支援独立行政法人基金を運用したと

きは、その違反行為をした安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の役員は、二十万円

附

則

以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条及び第二条並びに附則第三条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日

第四十九条及び第六十五条の規定 公布 の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定め

る日

 $\equiv$ 第五十条、 第五十一条、 第五十八条、 第五十九条、 第八十六条第二項及び第三項 (第三章に係る部分

に限る。)、第九十六条第三号(第五十八条第一項に係る部分に限る。)、第四号(第五十八条第二項

に係る部分に限る。)及び第五号並びに第九十七条(第九十六条第三号(第五十八条第一項に係る部分

に限る。)、第四号 (第五十八条第二項に係る部分に限る。) 及び第五号に係る部分に限る。)の規定

公布 の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

匹 第五十二条から第五十七条まで、 第八十八条 (第五章に係る部分を除く。) 、第九十二条 ( 第 項 第

四 号 (第八十四条第二項及び第三項に係る部分に限る。) 及び第六号から第八号まで、第二項並びに第

三項を除く。)、 第九十六条第六号及び第九十七条(第九十二条第一項第一号から第三号まで、 第四号

(第八十四条第二項及び第三項に係る部分を除く。)及び第五号並びに第九十六条第六号に係る部分に

限る。) の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

五. 第六十六条から第八十五条まで、 第八十八条 (第五章に係る部分に限る。)、第九十二条第一項第四

号 (第八十四条第二項及び第三項に係る部分に限る。) 及び第六号から第八号まで、 第二項並び に第三

項、 第九十四 条、 第九十五条第一項第二号及び第二項、 第九十六条第四号 (第八十三条第一項に係 る部

第九十七条 (第九十二条第一項第四号 (第八十四条第二項及び第三項に係る部分に限

分に限る。)、

る。)及び第六号から第八号まで、 第九十四条第一項並びに第九十六条第四号(第八十三条第一項に係

る部分に限る。) に係る部分に限る。) 並びに次条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲

内において政令で定める日

経過措置

第二条 第六十六条第一項の規定は、 前条第五号に掲げる規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出

願については、 適用しない。

## (政令への委任)

前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(梅香)

第四条 政府は、 この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、 必要が

あると認めるときは、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法の一部改正)

第五 条 国立研究開発法人医薬基盤 ・健康・栄養研究所法 (平成十六年法律第百三十五号) の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条第一項第七号中「前各号」を「第一号、第二号及び第四号から前号まで」に改め、同号を同項

第八号とし、 同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の

号を加える。

三 経済施策を一 体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和四年法律第

号) 第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務 (同条第二項の規定による指定に係るものに

限る。 第十五条の三第一項及び第二十一条において「安定供給確保支援業務」という。)を行うこ

کے

第十五条の二の次に次の二条を加える。

(基金の設置等)

第十五条の三 研究所は、 厚生労働大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安

定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障

確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金

を設け、 次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、 研究所に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

3 厚生労働大臣は、 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第

三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、 必

要があると認めるときは、 研究所に対し、 前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当

する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

(次項及び次条において「基金」という。)

前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、

政令で定める。

4

(区分経理)

第十五条の四 研究所は、 前条第一項の規定により基金を設けた場合には、 当該基金に係る業務について

は 特別 の勘定を設けて経理しなければならない。

「第十五条第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第十九条第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「これら」を「第一号及び第二号に掲げる

業務」に改める。

第二十二条を削り、

第四章中第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議

第二十一条 厚生労働大臣は、 通則法第三十五条の 四第 一項の規定により中長期目標 (安定供給確保支援

業務に係る部分に限る。)を定め、 又は変更するときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣その他関係行政機

関の長に協議しなければならない。

2 厚生労働大臣は、 通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画 (安定供給確保支援業務に係

る部分に限る。) の認可をするときは、あらかじめ、 内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しな

ければならない。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の一部を次のように改正する。

号から第六号まで」に改める。

第七十三条の四第

一項第三十九号中

「第十五条第一項第三号から第五号まで」を

「第十五条第

項第四

第三百四十八条第二項第四十二号中「第三号から第五号まで」を「第四号から第六号まで」に改める。

(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法 (平成十四年法律第九十四号) の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

第十一条第一項に次の一号を加える。

二 十 一 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第

号)第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務 (同条第二項の規定による指定に係るも

のに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。)を行うこと。

第十二条第三号中 「附帯する業務」 の下に  $\neg$ 同項第二十一号に掲げる業務 (第六号に掲げるものを除

く。)」を加え、同条に次の一号を加える。

第十一条第一項第二十一号に掲げる業務 (第十九条の二第一 項に規定する安定供給確保支援基金に

係るものに限る。)

第二重ロ等一 しそうてこくり こうりょう。

第十二条の二中「第十一条第一項第七号」の下に「及び第二十一号」を加える。

第三章中第十九条の次に次の一条を加える。

(安定供給確保支援基金の設置等)

第十九条の二 機構は、 経済産業大臣が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標において安定供給確

保支援業務に関する事項を定めた場合には、 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の 確保 の推

進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金 (次項において「安定供給確保支援基金」という。

を設け、 次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、 予算の範囲内において、 機構に対し、安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することが

できる。

3 経済産業大臣は、 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第

三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、 必

要があると認めるときは、 機構に対し、 前項 の規定により交付を受けた補助金の全部又は 一部に相当す

る金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、

政令で定める。

4

第二十三条を削り、 第四章中第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(中期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

経済産業大臣は、 通則法第二十九条第一 項の規定により中期目標 (安定供給確保支援業務に

係る部分に限る。)を定め、 又は変更するときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣その他関係行政機関の長

に協議しなければならない。

2 経済産業大臣は 通則法第三十条第一項の規定による中期計画 (安定供給確保支援業務に係る部分に

限る。) の認可をするときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければな

らない。

国立研究開発法 人新エネルギ 1 • 産業技術総合開発機構法の 部改正

第八条 国立研究開 発法人新エネル ギ Ì 産業技術総合開発機構法 (平成十四年法律第百四十五号) 0

を次のように改正する。

第十五条に次の一号を加える。

十五 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和四年法律第

号) 第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務 (同条第二項の規定による指定に係るもの

に限る。以下「安定供給確保支援業務」という。)を行うこと。

第十六条の五の次に次の一条を加える。

(安定供給確保支援基金の設置等)

部

第十六条の六 機構は、 経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定

供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確

保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金 (次項及び次条第二項において 「安定供給確保

支援基金」 という。) を設け、 次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとす

る。

2 政 分府は、 予算の範囲内において、 機構に対し、 安定供給確保支援基金に充てる資金を補助することが

できる。

3 経済産業大臣は、 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十条第

三項又は第十一条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、 要があると認めるときは、 機構に対し、 前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当す 必

る金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、

政令で定める。

第十七条第二項中「又は第十六条の四第一項」を「、第十六条の四第一項又は前条第一項」に、 「又は

特定半導体基金」を「、特定半導体基金又は安定供給確保支援基金」に改める。

第十八条中「及び第十四号」を「、第十四号及び第十五号」に改める。

第二十三条を削り、第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とし、第二十条の次に次の

一条を加える。

(中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

第二十一条 経済産業大臣は、 通則法第三十五 条の 四第 一項の規定により中長期目標 (安定供給確保支援

業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更するときは、あらかじめ、 内閣総理大臣その他関係行政機

関の長に協議しなければならない。

2 経済産業大臣は、 通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画 (安定供給確保支援業務に係

る部分に限る。) の認可をするときは、 あらかじめ、 内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しな

ければならない。

(内閣法の一部改正)

第九条 内閣法 (昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「次号及び」を削り、 「及び防衛政策」を「、 防衛政策及び経済政策」に、

内閣広報官」を「並びに内閣広報官」に改め、 「並びに次号に掲げるもの」を削り、 同項第二号を削

り、 同項第三号を同項第二号とし、 同項第四号中 「前三号」を「前二号」に改め、 同号を同項第三号と

し、同条第五項中「第十五条第三項」を「前条第三項」に改める。

(国家安全保障会議設置法の一部改正)

第十条 国家安全保障会議設置法 (昭和六十一年法律第七十一号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「及び防衛政策」を「、防衛政策及び経済政策」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十一条 内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和四年法律第

号) に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策

### に関する事項

第四条第三項第二十七号の七の次に次の一号を加える。

一十七の八

経済施策を一

要物資 の安定的な供給 の確保及び特定社会基盤役務の安定的 な提供  $\mathcal{O}$ 確保並 び に特定重 要技 術  $\mathcal{O}$ 開 発

体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重

支援及び特許出 願  $\mathcal{O}$ 非公開に関すること (他省及び金融庁の 所掌 に属するものを除く。 並 び に安全

保障  $\bigcirc$ 確保に関する経済施策の総合的 かつ効果的な推進に関する事務に関すること。

第四条第三項第二十八号中「はく奪」を「剝奪」に改める。

## 別表 (第四十二条関係)

- 一国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 二 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 三 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

#### 理 由

れる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、 玉 国際情: 勢の複雑化、 社会経済構造の変化等に伴い、 安全保障を確保するためには、 経済活動に関して行わ 安全保障  $\mathcal{O}$ 確保

に関する経済施策を総合的 かつ効果的に推進するため、 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障 確

 $\mathcal{O}$ 

保の推 進に関する基本的な方針を策定するとともに、 安全保障の 確保に関する経済施策として、 特定重 要物

資の・ 安定的 な供給  $\mathcal{O}$ 確保及び 特定社会基盤役務の安定的な提供  $\mathcal{O}$ 確 保に関す る制度並 並びに 特定重要技術  $\mathcal{O}$ 開

発支援及び 特許出 願  $\mathcal{O}$ 非公開 に 関する制 度を創設する必要がある。 これが、 この 法律案を提出する理 由 であ - 129 -

る。